

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年2月14日
【計算期間】	第33特定期間（自 2019年5月16日 至 2019年11月15日）
【ファンド名】	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ 米国ソブリン債ポートフォリオ 欧米ソブリン債ポートフォリオ
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 泰彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【電話番号】	03－5524－8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ユーロ参加国[※]の国債、米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を目指します。

※ユーロ参加国とは、欧州経済通貨同盟（EMU）加盟国です。EMUとは、統一通貨「ユーロ」を導入する欧州連合（EU）加盟国による共通の経済政策・通貨対策の実施を目指す同盟です。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

（全ポートフォリオ共通）

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 投 信	国 内	株 式 債 券
追 加 型 投 信	海 外	不動産投信 その他資産 ()
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信	年4回	日本 北米 欧州		
その他資産 (投資信託証券(債券))	年6回 (隔月)	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 ()	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産配分固定型 資産配分変更型	日々			
	その他 ()			

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（米国ソブリン債ポートフォリオ）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券))	年4回	日本 北米 欧州		
資産複合 ()	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	エマージング		
	その他 ()			

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

(欧米ソブリン債ポートフォリオ)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券))	年4回	日本 北米 欧州		
資産複合 ()	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	エマージング		
	その他 ()			

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

<商品分類の定義>

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「海外」…目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

- 「その他資産（投資信託証券（債券））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるもの
- 「年4回」…目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
- 「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「欧州」…目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの
- 「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

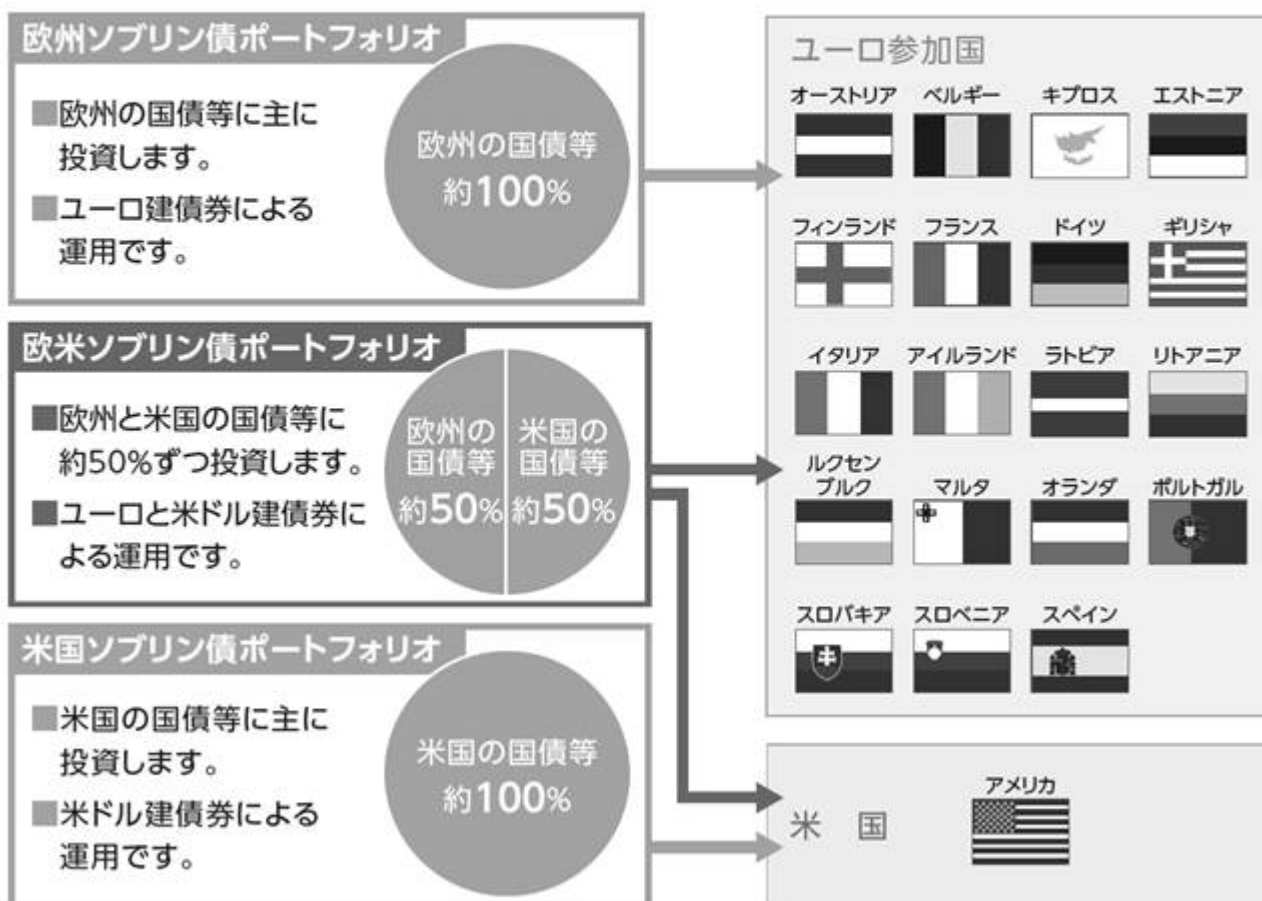
※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

③ ファンドの特色

欧州と米国の国債等[※]に投資する3つのポートフォリオで、グローバルな資産運用をお手伝いします。3種類のポートフォリオから、投資者のニーズに合わせてお選びいただけます。

※各国政府や政府機関、国際機関が発行する債券（総称してソブリン債といいます。）を投資対象とします。

投資対象国 ※ 2019年11月末現在の投資対象国であり、実際の投資国とは異なります。



それぞれの通貨で発行される国際機関債等も投資対象です。

特色1 ユーロと米ドルというなじみ深い主要通貨建債券による運用です。

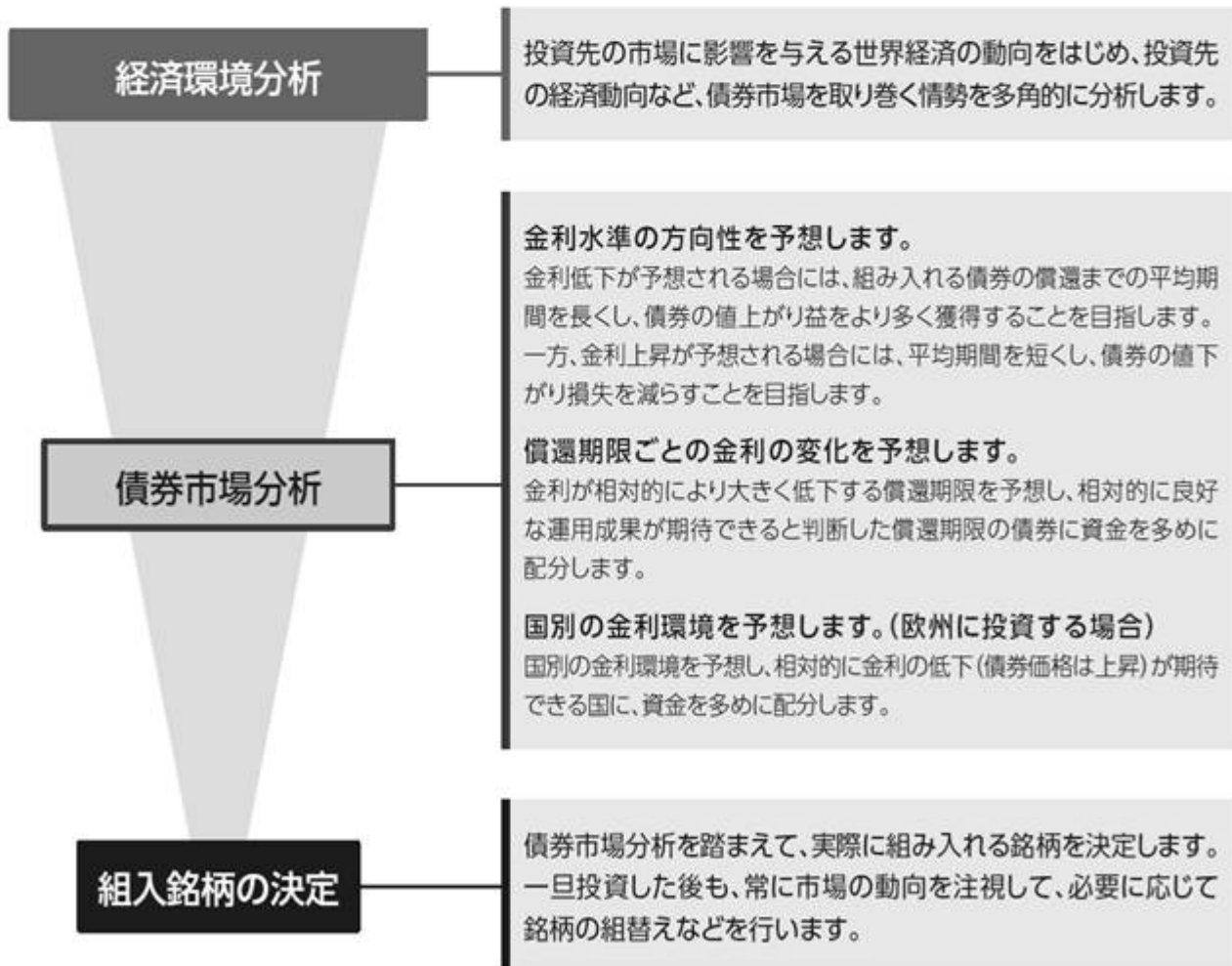
特色2 信用力の高い債券に投資します。

運用を主に、各国政府や政府機関、国際機関が発行する信用力の高い債券で行うことによって、信用リスクを抑えた効果的な海外債券分散投資を追求します。

特色3 魅力的な金利水準にある海外債券による運用です。

海外債券の金利は国内債券と比較して相対的に魅力的な水準にあります。

■ 投資プロセス



※実際の運用は、マザーファンドを通じて行われ、マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドの投資比率に応じて、すべてベビーファンドに反映されます。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

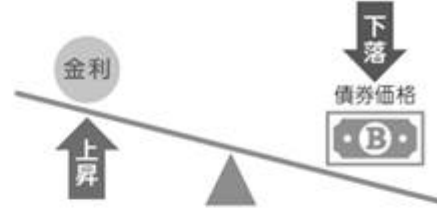
■ 金利変動と債券価格の関係について

金利変動と債券価格のイメージ

一般的に金利が低下すると
債券の価格は値上がりします。



一般的に金利が上昇すると
債券の価格は値下がります。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ全額を外貨建資産に投資します。

■ 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると外貨建資産の価値は
円ベースで上昇します。



円高になると外貨建資産の価値は
円ベースで下落します。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

〈外国為替相場の推移（ユーロ／円、米ドル／円）（2007年11月末～2019年11月末現在）〉



■ 収益分配について

年4回の決算時（2,5,8,11月の15日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ



※自動けいぞく投資コースの場合、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

追加的記載事項 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

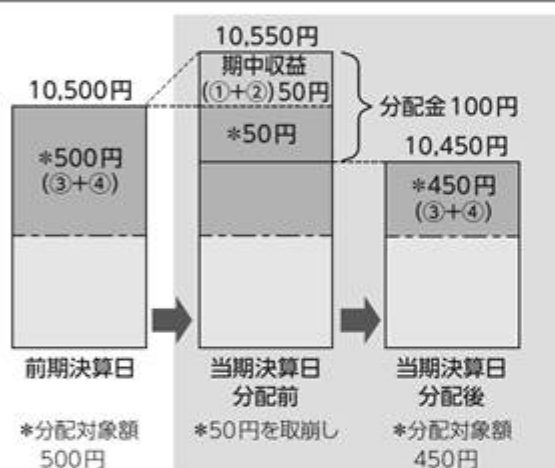
投資信託で分配金が支払われるイメージ



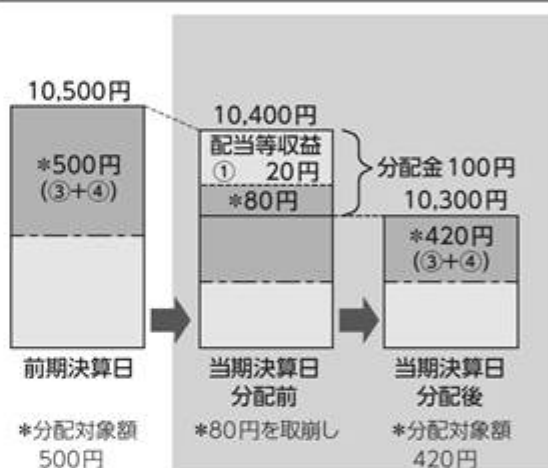
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

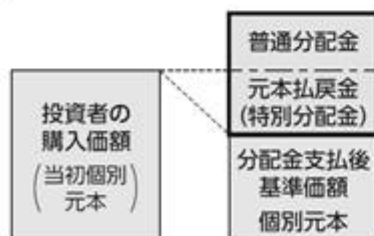


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ ベンチマークについて

しんきん海外ソブリン債セレクションでは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標（このような指標を「ベンチマーク」といいます。）を設定しています。

各ポートフォリオごとのベンチマークは以下のとおりです。

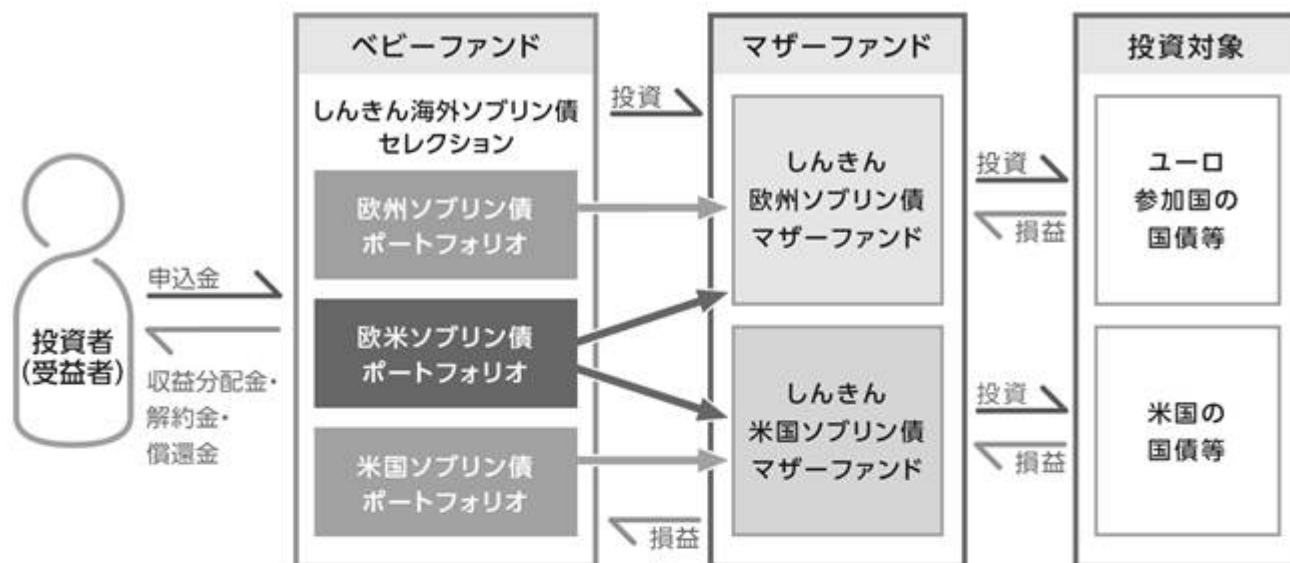
- 欧州ソブリン債ポートフォリオ … FTSE EMU 国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）
- 米国ソブリン債ポートフォリオ … FTSE 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）
- 欧米ソブリン債ポートフォリオ … FTSE EMU 国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%、FTSE 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%の配分比率で当社が独自に算出した合成指数

● 「FTSE EMU 国債インデックス」と「FTSE 米国国債インデックス」は「FTSE 世界国債インデックス」のサブ・インデックスです。

● 「FTSE 世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均したインデックスです。

※ FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
また、欧米ソブリン債ポートフォリオのベンチマークとして使用する合成指数はしんきんアセットマネジメント投信(株)が独自に計算したものです。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は各ポートフォリオ（ベビーファンド）にまとめられ、上記の各マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※各マザーファンドへの投資比率は、ポートフォリオによって異なります。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※各ポートフォリオ（ベビーファンド）は直接、欧州や米国の国債等に投資することがあります。

- 欧州ソブリン債ポートフォリオは、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」に投資します。
- 米国ソブリン債ポートフォリオは、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に投資します。
- 欧米ソブリン債ポートフォリオは、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」と「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に約50%ずつ投資します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④ 信託金の限度額

- ・ポートフォリオごとに1,000億円（合計で3,000億円）を限度額として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

しんきん海外ソブリン債セレクション

欧州ソブリン債ポートフォリオ

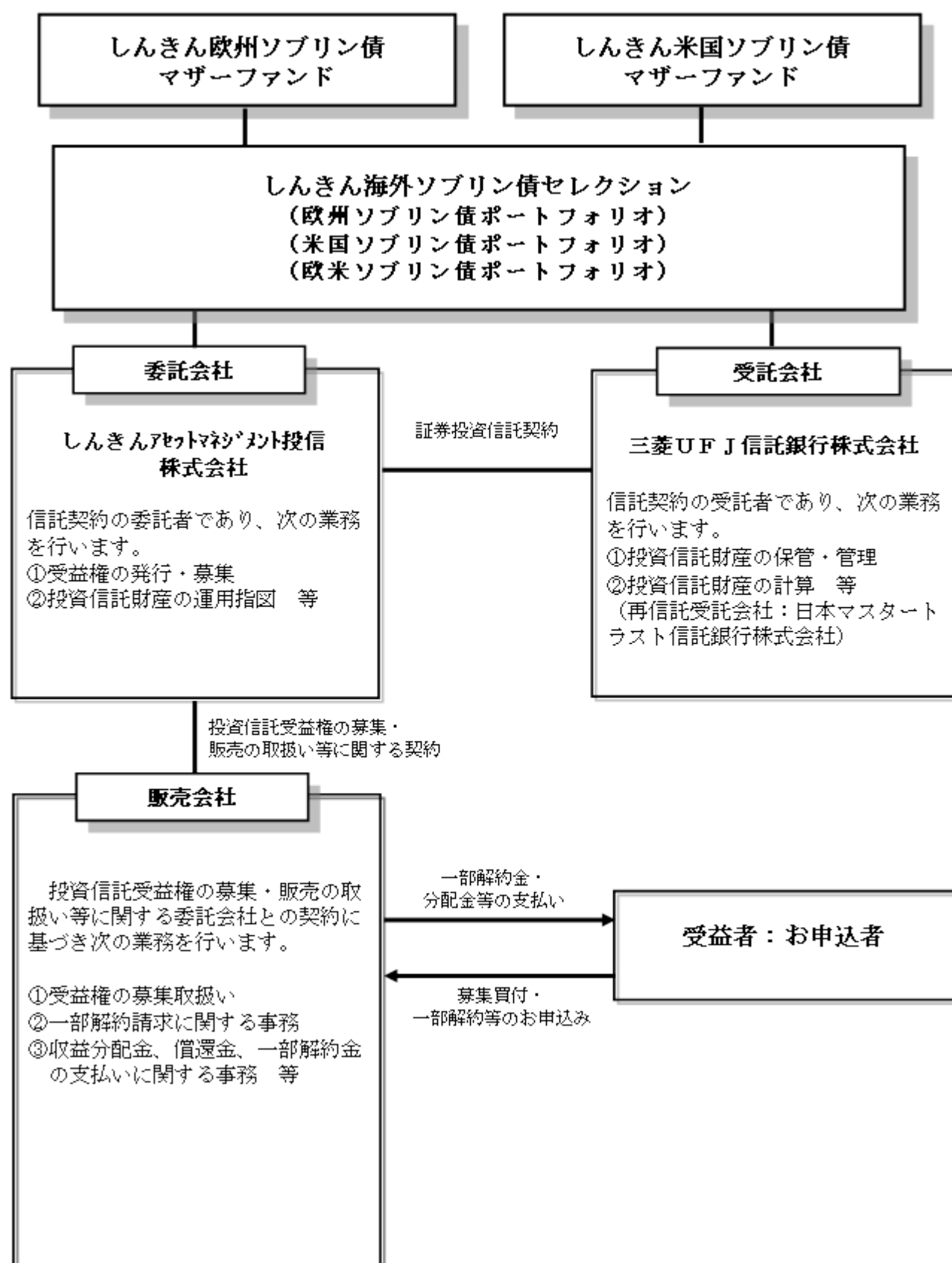
米国ソブリン債ポートフォリオ

欧米ソブリン債ポートフォリオ

2003年7月1日信託契約締結、当初設定、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



＜委託会社の概況＞（本書提出日現在）

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

③ 資本の額

200百万円

④ 会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年3月	投資顧問業の登録
1992年3月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年9月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年8月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主要投資対象

欧州ソブリン債 ポートフォリオ	「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。
米国ソブリン債 ポートフォリオ	「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。
欧米ソブリン債 ポートフォリオ	「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

欧州ソブリン債 ポートフォリオ	① 主として、親投資信託の受益証券への投資を通じ、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指します。 ② 投資にあたっては、主として親投資信託の受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。 a. 主として欧州経済通貨同盟（EMU）参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。 b. F T S E EMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。 c. 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。 d. 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。 e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ③ 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
--------------------	--

米国ソブリン債 ポートフォリオ	① 主として、親投資信託の受益証券への投資を通じ、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指します。 ② 投資にあたっては、主として親投資信託の受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。 a. 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。 b. F T S E 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。 c. 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。 d. 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。 e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ③ 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
欧米ソブリン債 ポートフォリオ	① 主として、各親投資信託の受益証券への投資を通じ、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指します。 ② 欧州各国（EMU参加国）の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とする「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とする「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の各受益証券の組入れについては、下記の基本組入比率を原則維持するものとします。 ＜基本組入比率＞ ・「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」受益証券：50% ・「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」受益証券：50% ③ 市況動向や資金動向により各親投資信託の受益証券の構成比率と基本組入比率との乖離が10%を超えた場合には、各親投資信託の受益証券の構成比率が基本組入比率±10%の範囲に収まるよう調整するものとします。 ④ 各親投資信託の受益証券のベンチマークであるF T S E EMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%、F T S E 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を50%の配分比率で算出した合成指数をベンチマークとします。 ⑤ 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。 ⑥ 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。 ⑦ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑧ 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

- 1) 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券

- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 10) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 11) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとしします。）
- 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

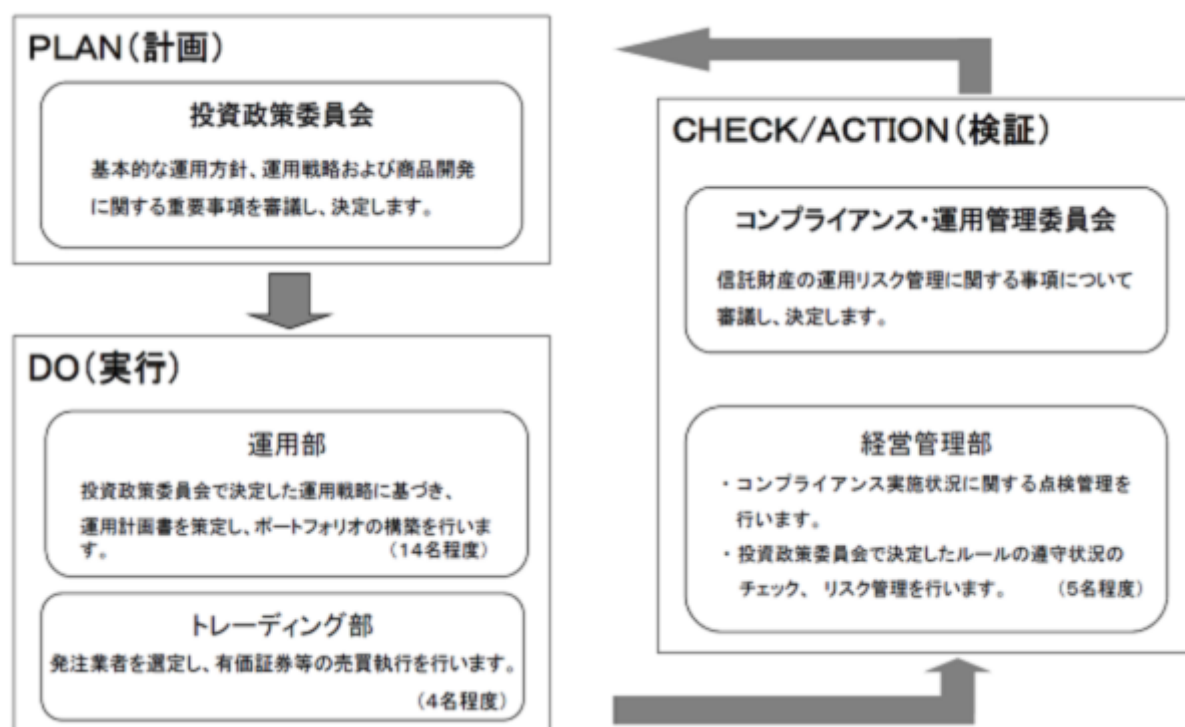
なお、第1号の証券または証書、および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号または第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

欧州ソブリン債ポートフォリオでは「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の受益証券を、米国ソブリン債ポートフォリオでは「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を、欧米ソブリン債ポートフォリオでは「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



《投資決定プロセス》

- ① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。
- ② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益の分配は年４回の決算時（２月、５月、８月、１１月の各１５日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等を全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益は、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

ファンドの投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を以下のとおり定めています。

① 株式等への投資

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの

（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の行使により取得したものに限り、株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

② 同一銘柄の株式への投資

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 投資信託証券への投資

投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債等への投資

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑥ 先物取引等の運用指図

1) 委託会社は、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

2) 委託会社は、我が国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3) 委託会社は、我が国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引

1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2) スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

3) スワップ取引の指図に当たっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額と親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4) 3)において親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の

想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 5) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引
- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額と親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 4) 3)において親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額を割合を乗じて得た額をいいます。
 - 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。
- ⑨ 信用リスク集中回避のための投資制限
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。
- ⑩ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑪ 有価証券の貸付け

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 1)のa.およびb.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けに当たって必要と認めたときは、担保の受入れの指図をするものとします。

⑫ 公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 1)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、2)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 1)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

⑬ 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

⑭ 法令に基づく投資制限

デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により、発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>

親投資信託「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の概要

（１）投資方針

① 投資対象

欧州経済通貨同盟（EMU）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 主としてEMU参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) FTSE EMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

親投資信託「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の概要

（１）投資方針

① 投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) FTSE 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記マザーファンドの主な投資戦略については以下のとおりです。

① 金利リスクのコントロール

- 1) 金利水準の方向性について予想し、債券の「デュレーション」を長期化・短期化します。具体的には、マザーファンドのデュレーションをベンチマークとなるインデックスのデュレーションから±1年程度の範囲でコントロールします。

2) 「イールドカーブ」の変化に対する見通しを立て、相対的にパフォーマンスの良くなると予想した年限に資金配分します。

(注1) デュレーションとは、金利が変動した時に債券の価値が、どの程度変化するかを表す指標です。

(注2) イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線です。このイールドカーブが右上がりの場合を順イールド、右下がりの場合を逆イールドといいます。

② 国別配分（主として「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」について）

債券価格は、金利によって上下する性質があります。投資対象とするソブリン債等の金利環境は、国によって様々であるといえます。マザーファンドでは、相対的に金利低下が期待できる国への投資配分をベンチマーク比で多くすることによって、金利低下時の値上がり益を、より享受することを目指します。

(2) 投資対象

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1) 有価証券

2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りします。）

3) 金銭債権

4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 国債証券

2) 地方債証券

3) 特別の法律により法人の発行する債券

4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6) コマーシャル・ペーパー

7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するものの

8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券

- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとしします。）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- なお、1)から5)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8)から9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（3）投資制限

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

「しんきん海外ソブリン債セレクション」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、全て投資者に帰属します。

（１） 基準価額の変動要因

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤ カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２） その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

（３） リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

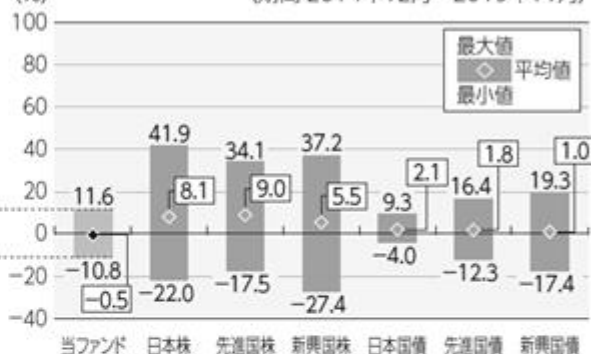
※リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

欧州ソブリン債ポートフォリオ



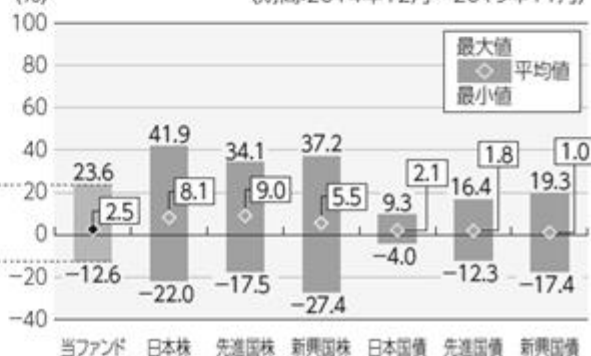
当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較
(期間:2014年12月～2019年11月)



米国ソブリン債ポートフォリオ



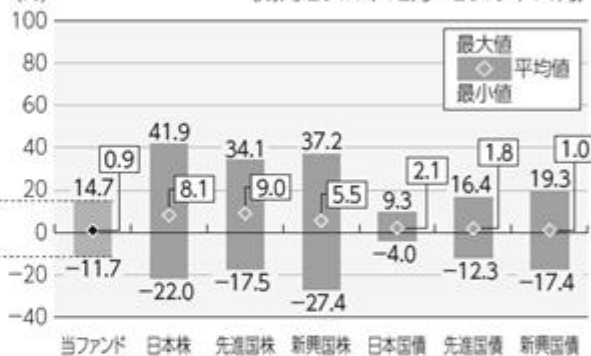
当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較
(期間:2014年12月～2019年11月)



欧米ソブリン債ポートフォリオ



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較
(期間:2014年12月～2019年11月)



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2014年12月から2019年11月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバースファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

- ① ファンドの申込手数料は、購入金額[※]に応じて、購入価額に1.65%（税抜1.50%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た金額とします。

※購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×お申込口数」をいいます。

- ② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。
- ③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。
- ④ 申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.1%を信託財産留保額[※]としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率1.045%（税抜0.95%）

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用
（信託報酬）

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、年率0.40%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、年率0.50%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、年率0.05%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（注）「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（4）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。
- ② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。
- ③ 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は投資信託財産から支払われます。
- ④ 投資信託財産に係る監査費用は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）以内の率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。
- ⑤ 当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

① 個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

② 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

③ 個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	--

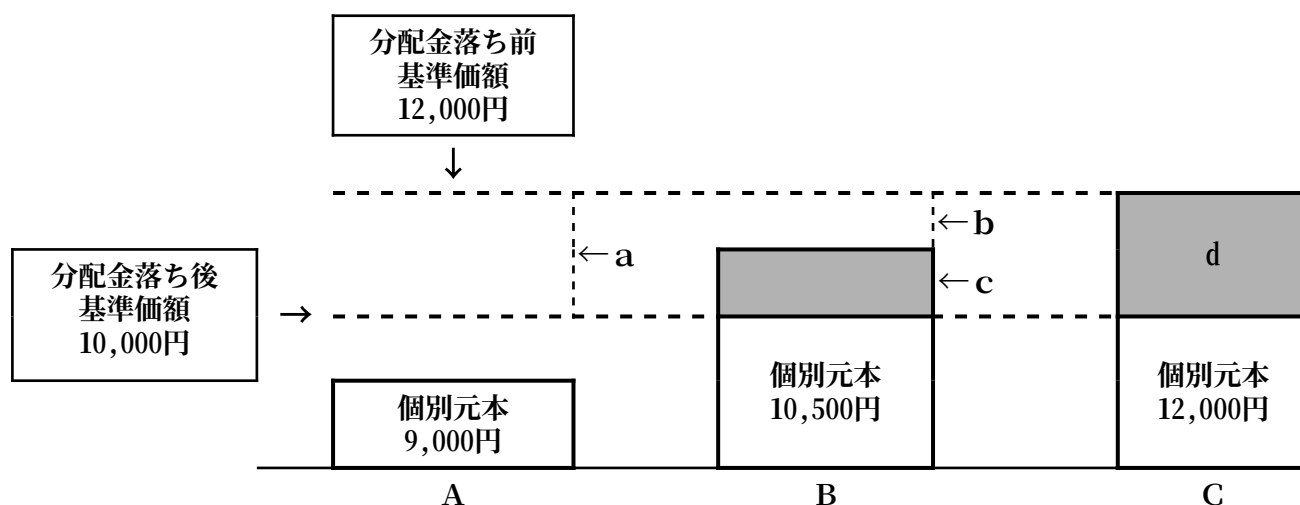
※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個別元本および収益分配金の区分の具体例>

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円)－「元本払戻金（特別分配金）」(500円)＝10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円)－「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)＝10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

以下は2019年11月29日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	日本	313,530,990	97.56
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		7,847,600	2.44
合計（純資産総額）		321,378,590	100.00

しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
しんきん米国ソブリン債マザーファンド	日本	383,224,741	98.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		6,334,285	1.63
合計（純資産総額）		389,559,026	100.00

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
しんきん米国ソブリン債マザーファンド	日本	308,034,741	49.75
しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	日本	306,662,632	49.52
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		4,514,080	0.73
合計（純資産総額）		619,211,453	100.00

（参考）前記の「しんきん海外ソブリン債セレクション」の各ポートフォリオが投資対象とする各マザーファンドの投資状況は、以下のとおりです。

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	ドイツ	2,136,540,421	16.45
国債証券	フランス	4,186,623,119	32.23
国債証券	オランダ	830,279,635	6.39
国債証券	スペイン	3,480,704,333	26.79
国債証券	ベルギー	1,368,346,789	10.53
国債証券	オーストリア	801,835,471	6.17
小計		12,804,329,768	98.56
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		186,552,224	1.44
合計（純資産総額）		12,990,881,992	100.00

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	12,560,828,059	95.56
特殊債券	国際機関	388,318,986	2.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		195,346,306	1.49
合計（純資産総額）		13,144,493,351	100.00

（２）【投資資産】

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／ 地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	しんきん欧州ソブリン 債マザーファンド	196,929,207	1.5771	310,577,052	1.5921	313,530,990	97.56

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.56
合計	97.56

業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）

① 投資有価証券の主要銘柄

国／ 地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	しんきん米国ソブリン 債マザーファンド	228,463,540	1.6567	378,495,546	1.6774	383,224,741	98.37

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.37
合計	98.37

業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）

① 投資有価証券の主要銘柄

国／ 地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	しんきん米国ソブリン 債マザーファンド	183,638,215	1.6567	304,233,430	1.6774	308,034,741	49.75
日本	親投資信託 受益証券	しんきん欧州ソブリン 債マザーファンド	192,615,183	1.5771	303,773,405	1.5921	306,662,632	49.52

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.27
合計	99.27

業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）「しんきん海外ソブリン債セレクション」の各ポートフォリオが投資する「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の投資資産は、以下のとおりです。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」

① 投資有価証券の主要銘柄

評価額上位銘柄（外国債券上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フランス	国債証券	FRTR 4.000 10/25/38	2,700,000	18,120.36	489,249,789	20,058.94	541,591,396	4	2038/10/25	4.17
2	ベルギー	国債証券	BGB 5.000 03/28/35	2,400,000	18,947.20	454,732,831	20,460.50	491,052,127	5	2035/3/28	3.78
3	スペイン	国債証券	SPGB 0.450 10/31/22	3,700,000	12,338.73	456,533,119	12,315.85	455,686,698	0.45	2022/10/31	3.51
4	フランス	国債証券	FRTR 2.500 05/25/30	2,900,000	14,757.70	427,973,427	15,287.19	443,328,634	2.5	2030/5/25	3.41
5	ドイツ	国債証券	DBR 4.000 01/04/37	2,000,000	19,903.25	398,065,178	20,697.34	413,946,881	4	2037/1/4	3.19
6	フランス	国債証券	FRTR 2.750 10/25/27	2,700,000	14,590.63	393,947,029	14,945.92	403,539,964	2.75	2027/10/25	3.11
7	フランス	国債証券	FRTR 1.250 05/25/34	2,900,000	13,062.44	378,810,935	13,859.40	401,922,852	1.25	2034/5/25	3.09
8	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/34	1,900,000	20,690.55	393,120,506	20,968.30	398,397,886	4.75	2034/7/4	3.07
9	スペイン	国債証券	SPGB 4.200 01/31/37	2,100,000	17,442.15	366,285,252	18,543.12	389,405,610	4.2	2037/1/31	3.00
10	スペイン	国債証券	SPGB 2.350 07/30/33	2,400,000	12,909.15	309,819,828	14,678.21	352,277,155	2.35	2033/7/30	2.71
11	スペイン	国債証券	SPGB 4.700 07/30/41	1,700,000	21,277.26	361,713,563	20,578.68	349,837,619	4.7	2041/7/30	2.69
12	フランス	国債証券	FRTR 0.500 05/25/25	2,700,000	12,458.96	336,391,955	12,659.53	341,807,531	0.5	2025/5/25	2.63
13	フランス	国債証券	FRTR 5.750 10/25/32	1,600,000	19,749.02	315,984,389	20,870.51	333,928,181	5.75	2032/10/25	2.57
14	スペイン	国債証券	SPGB 1.500 04/30/27	2,400,000	12,526.36	300,632,679	13,205.81	316,939,462	1.5	2027/4/30	2.44
15	フランス	国債証券	FRTR 2.250 10/25/22	2,400,000	13,174.20	316,180,950	13,065.32	313,567,765	2.25	2022/10/25	2.41
16	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 07/30/30	2,200,000	12,648.68	278,271,072	13,929.35	306,445,720	1.95	2030/7/30	2.36
17	スペイン	国債証券	SPGB 2.150 10/31/25	2,200,000	13,350.64	293,714,189	13,480.75	296,576,634	2.15	2025/10/31	2.28
18	オランダ	国債証券	NETHER 2.500 01/15/33	1,800,000	15,294.42	275,299,735	16,180.76	291,253,792	2.5	2033/1/15	2.24
19	フランス	国債証券	FRTR 3.250 05/25/45	1,400,000	19,813.78	277,392,937	19,600.69	274,409,781	3.25	2045/5/25	2.11

20	フランス	国債証券	FRTR 4.250 10/25/23	1,900,000	14,609.05	277,572,012	14,342.97	272,516,517	4.25	2023/10/25	2.10
21	フランス	国債証券	FRTR 2.250 05/25/24	2,000,000	13,625.25	272,505,182	13,558.53	271,170,733	2.25	2024/5/25	2.09
22	フランス	国債証券	FRTR 3.750 04/25/21	2,000,000	13,092.45	261,849,126	12,801.47	256,029,453	3.75	2021/4/25	1.97
23	ドイツ	国債証券	DBR 0.250 02/15/29	2,000,000	12,562.34	251,246,853	12,795.20	255,904,039	0.25	2029/2/15	1.97
24	スペイン	国債証券	SPGB 0.750 07/30/21	2,000,000	12,323.09	246,461,842	12,295.59	245,911,952	0.75	2021/7/30	1.89
25	スペイン	国債証券	SPGB 3.800 04/30/24	1,600,000	14,151.23	226,419,784	14,159.07	226,545,198	3.8	2024/4/30	1.74
26	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/28	1,200,000	17,435.62	209,227,508	17,546.44	210,557,375	4.75	2028/7/4	1.62
27	フランス	国債証券	FRTR 0.500 05/25/26	1,600,000	12,889.29	206,228,798	12,710.18	203,362,976	0.5	2026/5/25	1.57
28	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 04/30/26	1,500,000	13,391.56	200,873,515	13,493.41	202,401,270	1.95	2026/4/30	1.56
29	スペイン	国債証券	SPGB 0.600 10/31/29	1,600,000	12,533.03	200,528,629	12,276.06	196,416,992	0.6	2029/10/31	1.51
30	オーストリア	国債証券	RAGB 1.500 02/20/47	1,200,000	15,727.99	188,735,892	15,279.95	183,359,508	1.5	2047/2/20	1.41

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	98.56
合計	98.56

業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」

① 投資有価証券の主要銘柄

評価額上位銘柄（外国債券上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 11/15/20	5,000,000	10,975.68	548,784,331	11,051.00	552,550,456	2.625	2020/11/15	4.20
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 01/31/26	4,600,000	11,617.39	534,400,299	11,549.16	531,261,578	2.625	2026/1/31	4.04

3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.625 02/15/21	4,700,000	11,190.67	525,961,611	11,211.06	526,920,260	3.625	2021/2/15	4.01
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.750 02/15/24	4,400,000	11,098.08	488,315,768	11,448.16	503,719,221	2.75	2024/2/15	3.83
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.750 11/15/23	4,400,000	11,093.80	488,127,464	11,417.35	502,363,416	2.75	2023/11/15	3.82
6	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 02/15/44	3,500,000	12,179.37	426,278,275	13,928.67	487,503,484	3.625	2044/2/15	3.71
7	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.875 05/31/25	4,000,000	11,381.01	455,240,632	11,648.45	465,938,139	2.875	2025/5/31	3.54
8	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000	15,106.01	453,180,389	15,126.12	453,783,825	4.375	2040/5/15	3.45
9	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 02/15/42	3,500,000	11,273.55	394,574,350	12,822.79	448,797,990	3.125	2042/2/15	3.41
10	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 08/15/25	4,000,000	10,855.94	434,237,636	11,146.87	445,874,963	2	2025/8/15	3.39
11	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 11/15/22	3,900,000	10,612.76	413,897,993	10,956.85	427,317,383	1.625	2022/11/15	3.25
12	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.500 08/15/23	3,600,000	11,393.38	410,161,826	11,297.51	406,710,687	2.5	2023/8/15	3.09
13	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.500 05/15/46	3,500,000	9,943.42	348,019,909	11,611.64	406,407,684	2.5	2046/5/15	3.09
14	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.125 08/15/21	3,500,000	10,965.92	383,807,202	11,038.17	386,335,950	2.125	2021/8/15	2.94
15	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,500,000	10,273.81	359,583,625	10,900.36	381,512,744	1.625	2026/5/15	2.90
16	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 02/15/23	3,400,000	10,762.55	365,926,976	11,084.39	376,869,281	2	2023/2/15	2.87
17	アメリカ	国債証券	T-BOND 5.250 02/15/29	2,600,000	13,426.23	349,082,126	14,207.70	369,400,371	5.25	2029/2/15	2.81
18	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.125 11/15/28	3,000,000	12,026.26	360,787,928	12,191.11	365,733,536	3.125	2028/11/15	2.78
19	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 05/15/48	2,700,000	12,167.92	328,533,909	13,109.53	353,957,546	3.125	2048/5/15	2.69
20	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.750 05/15/23	3,200,000	10,637.59	340,402,920	11,002.22	352,071,060	1.75	2023/5/15	2.68
21	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 08/15/22	3,200,000	10,644.84	340,635,187	10,958.56	350,674,171	1.625	2022/8/15	2.67
22	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 06/30/23	3,200,000	10,459.55	334,705,800	10,864.41	347,661,271	1.375	2023/6/30	2.64
23	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.750 02/15/28	2,800,000	11,035.14	308,984,022	11,799.09	330,374,757	2.75	2028/2/15	2.51
24	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.125 05/15/21	2,900,000	11,235.46	325,828,444	11,187.95	324,450,814	3.125	2021/5/15	2.47
25	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.750 05/15/22	2,800,000	10,713.87	299,988,427	10,991.09	307,750,617	1.75	2022/5/15	2.34
26	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.375 08/15/24	2,700,000	10,884.95	293,893,845	11,318.06	305,587,663	2.375	2024/8/15	2.32
27	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.750 02/15/37	1,900,000	14,032.74	266,622,066	15,458.23	293,706,394	4.75	2037/2/15	2.23

28	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.875 04/30/22	2,300,000	10,757.42	247,420,718	11,017.62	253,405,433	1.875	2022/4/30	1.93
29	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 02/15/22	2,200,000	10,810.28	237,826,274	11,039.88	242,877,401	2	2022/2/15	1.85
30	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 02/15/29	2,000,000	10,931.17	218,623,557	11,752.87	235,057,557	2.625	2029/2/15	1.79

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	95.56
特殊債券	2.95
合計	98.51

業種別投資比率

該当事項はありません。

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。
- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年11月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第14特定期間末（2010年5月17日）	1,426,293,759	1,434,292,954	8,915	8,965
第15特定期間末（2010年11月15日）	1,354,742,423	1,360,846,129	8,878	8,918
第16特定期間末（2011年5月16日）	1,204,751,194	1,213,849,996	8,606	8,671
第17特定期間末（2011年11月15日）	1,171,282,970	1,178,747,323	7,846	7,896
第18特定期間末（2012年5月15日）	885,845,907	889,753,064	7,935	7,970
第19特定期間末（2012年11月15日）	826,944,892	831,602,697	7,989	8,034
第20特定期間末（2013年5月15日）	888,773,483	892,670,011	10,264	10,309
第21特定期間末（2013年11月15日）	804,631,640	808,172,712	10,225	10,270
第22特定期間末（2014年5月15日）	773,860,462	777,098,785	10,754	10,799
第23特定期間末（2014年11月17日）	762,760,423	765,720,636	11,595	11,640
第24特定期間末（2015年5月15日）	622,785,215	625,361,386	10,879	10,924
第25特定期間末（2015年11月16日）	554,164,995	556,546,328	10,472	10,517
第26特定期間末（2016年5月16日）	501,778,265	504,023,068	10,059	10,104
第27特定期間末（2016年11月15日）	444,071,943	446,223,887	9,286	9,331
第28特定期間末（2017年5月15日）	429,930,012	431,920,149	9,721	9,766
第29特定期間末（2017年11月15日）	437,458,445	439,354,681	10,381	10,426
第30特定期間末（2018年5月15日）	404,652,572	406,481,612	9,956	10,001
第31特定期間末（2018年11月15日）	363,087,643	364,774,437	9,686	9,731
第32特定期間末（2019年5月15日）	338,008,251	339,607,564	9,511	9,556
第33特定期間末（2019年11月15日）	318,860,602	320,378,955	9,450	9,495
2018年11月末日	361,975,895	—	9,780	—
12月末日	352,825,231	—	9,658	—
2019年1月末日	349,767,197	—	9,580	—
2月末日	348,867,234	—	9,625	—
3月末日	349,080,428	—	9,689	—
4月末日	342,250,050	—	9,633	—
5月末日	337,506,122	—	9,511	—
6月末日	341,338,288	—	9,758	—
7月末日	335,312,332	—	9,745	—
8月末日	331,373,277	—	9,635	—
9月末日	327,078,098	—	9,571	—
10月末日	328,277,524	—	9,675	—
11月末日	321,378,590	—	9,534	—

（注）基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第14特定期間末（2010年5月17日）	1,369,357,051	1,374,453,428	8,061	8,091
第15特定期間末（2010年11月15日）	1,305,109,408	1,309,490,338	7,448	7,473
第16特定期間末（2011年5月16日）	1,443,200,280	1,448,203,972	7,211	7,236
第17特定期間末（2011年11月15日）	1,218,451,578	1,223,469,787	7,284	7,314
第18特定期間末（2012年5月15日）	1,208,463,030	1,214,036,756	7,588	7,623
第19特定期間末（2012年11月15日）	1,124,537,996	1,131,168,131	7,632	7,677
第20特定期間末（2013年5月15日）	1,609,844,057	1,617,498,864	9,464	9,509
第21特定期間末（2013年11月15日）	1,371,261,746	1,378,121,156	8,996	9,041
第22特定期間末（2014年5月15日）	1,408,418,148	1,415,339,572	9,157	9,202
第23特定期間末（2014年11月17日）	1,530,927,520	1,537,498,942	10,484	10,529
第24特定期間末（2015年5月15日）	1,079,831,891	1,084,369,971	10,708	10,753
第25特定期間末（2015年11月16日）	1,043,010,764	1,047,315,716	10,903	10,948
第26特定期間末（2016年5月16日）	924,154,384	928,333,372	9,951	9,996
第27特定期間末（2016年11月15日）	864,583,816	868,669,901	9,522	9,567
第28特定期間末（2017年5月15日）	502,561,745	504,846,088	9,900	9,945
第29特定期間末（2017年11月15日）	465,340,396	467,464,913	9,857	9,902
第30特定期間末（2018年5月15日）	422,340,110	424,404,762	9,205	9,250
第31特定期間末（2018年11月15日）	403,719,463	405,646,915	9,426	9,471
第32特定期間末（2019年5月15日）	393,043,942	394,919,764	9,429	9,474
第33特定期間末（2019年11月15日）	385,498,125	387,301,876	9,617	9,662
2018年11月末日	403,929,592	—	9,450	—
12月末日	397,797,338	—	9,420	—
2019年1月末日	391,095,870	—	9,276	—
2月末日	397,044,279	—	9,402	—
3月末日	400,986,808	—	9,583	—
4月末日	400,759,137	—	9,590	—
5月末日	397,166,466	—	9,512	—
6月末日	395,354,723	—	9,504	—
7月末日	397,516,316	—	9,549	—
8月末日	398,539,780	—	9,627	—
9月末日	388,434,847	—	9,670	—
10月末日	386,980,677	—	9,691	—
11月末日	389,559,026	—	9,731	—

（注）基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第14特定期間末（2010年5月17日）	2,435,305,171	2,446,976,133	8,347	8,387
第15特定期間末（2010年11月15日）	2,241,583,656	2,251,387,513	8,003	8,038
第16特定期間末（2011年5月16日）	2,015,521,414	2,027,221,192	7,752	7,797
第17特定期間末（2011年11月15日）	1,757,222,358	1,766,667,132	7,442	7,482
第18特定期間末（2012年5月15日）	1,642,513,474	1,650,038,887	7,639	7,674
第19特定期間末（2012年11月15日）	1,541,934,888	1,550,958,921	7,689	7,734
第20特定期間末（2013年5月15日）	1,591,385,455	1,598,762,746	9,707	9,752
第21特定期間末（2013年11月15日）	1,401,441,369	1,408,117,581	9,446	9,491
第22特定期間末（2014年5月15日）	1,262,432,814	1,268,244,713	9,775	9,820
第23特定期間末（2014年11月17日）	1,267,595,874	1,272,848,822	10,859	10,904
第24特定期間末（2015年5月15日）	1,150,954,435	1,155,824,095	10,636	10,681
第25特定期間末（2015年11月16日）	1,085,449,407	1,090,089,122	10,528	10,573
第26特定期間末（2016年5月16日）	996,926,551	1,001,477,861	9,857	9,902
第27特定期間末（2016年11月15日）	789,649,306	793,486,814	9,260	9,305
第28特定期間末（2017年5月15日）	752,906,112	756,413,285	9,660	9,705
第29特定期間末（2017年11月15日）	748,393,699	751,772,524	9,967	10,012
第30特定期間末（2018年5月15日）	684,481,409	687,749,005	9,426	9,471
第31特定期間末（2018年11月15日）	662,563,363	665,732,345	9,408	9,453
第32特定期間末（2019年5月15日）	628,623,254	631,658,364	9,320	9,365
第33特定期間末（2019年11月15日）	616,412,175	619,368,439	9,383	9,428
2018年11月末日	664,693,047	—	9,466	—
12月末日	657,234,011	—	9,391	—
2019年1月末日	646,487,968	—	9,281	—
2月末日	652,359,364	—	9,364	—
3月末日	642,345,931	—	9,486	—
4月末日	639,499,964	—	9,461	—
5月末日	632,256,736	—	9,362	—
6月末日	640,192,556	—	9,479	—
7月末日	632,343,516	—	9,496	—
8月末日	629,635,794	—	9,480	—
9月末日	626,899,789	—	9,470	—
10月末日	626,228,784	—	9,533	—
11月末日	619,211,453	—	9,481	—

（注）基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

②【分配の推移】

計算期間	しんきん海外ソブリン債セレクション		
	欧州ソブリン債 ポートフォリオ	米国ソブリン債 ポートフォリオ	欧米ソブリン債 ポートフォリオ
第14特定期間 2009年11月17日～2010年 5 月17日	105円	60円	80円
第15特定期間 2010年 5 月18日～2010年11月15日	85円	50円	70円
第16特定期間 2010年11月16日～2011年 5 月16日	120円	50円	85円
第17特定期間 2011年 5 月17日～2011年11月15日	115円	55円	85円
第18特定期間 2011年11月16日～2012年 5 月15日	60円	55円	60円
第19特定期間 2012年 5 月16日～2012年11月15日	75円	75円	75円
第20特定期間 2012年11月16日～2013年 5 月15日	90円	90円	90円
第21特定期間 2013年 5 月16日～2013年11月15日	90円	90円	90円
第22特定期間 2013年11月16日～2014年 5 月15日	90円	90円	90円
第23特定期間 2014年 5 月16日～2014年11月17日	90円	90円	90円
第24特定期間 2014年11月18日～2015年 5 月15日	90円	90円	90円
第25特定期間 2015年 5 月16日～2015年11月16日	90円	90円	90円
第26特定期間 2015年11月17日～2016年 5 月16日	90円	90円	90円
第27特定期間 2016年 5 月17日～2016年11月15日	90円	90円	90円
第28特定期間 2016年11月16日～2017年 5 月15日	90円	90円	90円
第29特定期間 2017年 5 月16日～2017年11月15日	90円	90円	90円
第30特定期間 2017年11月16日～2018年 5 月15日	90円	90円	90円
第31特定期間 2018年 5 月16日～2018年11月15日	90円	90円	90円
第32特定期間 2018年11月16日～2019年 5 月15日	90円	90円	90円
第33特定期間 2019年 5 月16日～2019年11月15日	90円	90円	90円

（注）収益分配金は特定期間中の累計額（1万口当たり）を記載しています。

③【収益率の推移】

計算期間	しんきん海外ソブリン債セレクション		
	欧州ソブリン債 ポートフォリオ	米国ソブリン債 ポートフォリオ	欧米ソブリン債 ポートフォリオ
第14特定期間 2009年11月17日～2010年5月17日	△11.81%	4.76%	△3.76%
第15特定期間 2010年5月18日～2010年11月15日	0.54%	△6.98%	△3.28%
第16特定期間 2010年11月16日～2011年5月16日	△1.71%	△2.51%	△2.07%
第17特定期間 2011年5月17日～2011年11月15日	△7.49%	1.78%	△2.90%
第18特定期間 2011年11月16日～2012年5月15日	1.90%	4.93%	3.45%
第19特定期間 2012年5月16日～2012年11月15日	1.63%	1.57%	1.64%
第20特定期間 2012年11月16日～2013年5月15日	29.60%	25.18%	27.42%
第21特定期間 2013年5月16日～2013年11月15日	0.50%	△3.99%	△1.76%
第22特定期間 2013年11月16日～2014年5月15日	6.05%	2.79%	4.44%
第23特定期間 2014年5月16日～2014年11月17日	8.66%	15.47%	12.01%
第24特定期間 2014年11月18日～2015年5月15日	△5.40%	3.00%	△1.22%
第25特定期間 2015年5月16日～2015年11月16日	△2.91%	2.66%	△0.17%
第26特定期間 2015年11月17日～2016年5月16日	△3.08%	△7.91%	△5.52%
第27特定期間 2016年5月17日～2016年11月15日	△6.79%	△3.41%	△5.14%
第28特定期間 2016年11月16日～2017年5月15日	5.65%	4.91%	5.29%
第29特定期間 2017年5月16日～2017年11月15日	7.72%	0.47%	4.11%
第30特定期間 2017年11月16日～2018年5月15日	△3.23%	△5.70%	△4.52%
第31特定期間 2018年5月16日～2018年11月15日	△1.81%	3.38%	0.76%
第32特定期間 2018年11月16日～2019年5月15日	△0.88%	0.99%	0.02%
第33特定期間 2019年5月16日～2019年11月15日	0.30%	2.95%	1.64%

（注）収益率は、各特定期間ごとに特定期間末の基準価額（分配落）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額（分配落）で除したものをパーセント表示しています。

(4)【設定及び解約の実績】

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第14特定期間 2009年11月17日～2010年5月17日	28,549,477	100,802,907
第15特定期間 2010年5月18日～2010年11月15日	224,439,309	298,351,797
第16特定期間 2010年11月16日～2011年5月16日	17,216,510	143,327,248
第17特定期間 2011年5月17日～2011年11月15日	268,023,616	174,968,649
第18特定期間 2011年11月16日～2012年5月15日	13,714,251	390,254,326
第19特定期間 2012年5月16日～2012年11月15日	10,380,750	91,643,540
第20特定期間 2012年11月16日～2013年5月15日	13,699,764	182,872,370
第21特定期間 2013年5月16日～2013年11月15日	8,266,666	87,256,946
第22特定期間 2013年11月16日～2014年5月15日	5,472,863	72,750,399
第23特定期間 2014年5月16日～2014年11月17日	24,119,723	85,921,952
第24特定期間 2014年11月18日～2015年5月15日	7,250,786	92,593,464
第25特定期間 2015年5月16日～2015年11月16日	6,779,854	50,077,171
第26特定期間 2015年11月17日～2016年5月16日	3,941,621	34,281,679
第27特定期間 2016年5月17日～2016年11月15日	3,880,920	24,516,196
第28特定期間 2016年11月16日～2017年5月15日	3,856,978	39,814,086
第29特定期間 2017年5月16日～2017年11月15日	4,654,486	25,521,334
第30特定期間 2017年11月16日～2018年5月15日	9,384,840	24,317,307
第31特定期間 2018年5月16日～2018年11月15日	6,531,215	38,141,550
第32特定期間 2018年11月16日～2019年5月15日	4,470,410	23,910,576
第33特定期間 2019年5月16日～2019年11月15日	2,840,048	20,831,145

しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第14特定期間 2009年11月17日～2010年5月17日	35,069,090	94,990,966
第15特定期間 2010年5月18日～2010年11月15日	147,773,838	94,194,167
第16特定期間 2010年11月16日～2011年5月16日	350,353,337	101,248,622
第17特定期間 2011年5月17日～2011年11月15日	15,201,894	343,942,549
第18特定期間 2011年11月16日～2012年5月15日	20,181,064	100,424,144
第19特定期間 2012年5月16日～2012年11月15日	9,239,343	128,369,085
第20特定期間 2012年11月16日～2013年5月15日	370,176,748	142,471,988
第21特定期間 2013年5月16日～2013年11月15日	6,597,961	183,352,907
第22特定期間 2013年11月16日～2014年5月15日	116,711,442	102,930,403
第23特定期間 2014年5月16日～2014年11月17日	6,739,166	84,517,407
第24特定期間 2014年11月18日～2015年5月15日	17,649,165	469,503,061
第25特定期間 2015年5月16日～2015年11月16日	6,131,368	57,937,429
第26特定期間 2015年11月17日～2016年5月16日	8,023,008	36,015,040
第27特定期間 2016年5月17日～2016年11月15日	3,058,303	23,703,505
第28特定期間 2016年11月16日～2017年5月15日	5,409,892	405,796,907
第29特定期間 2017年5月16日～2017年11月15日	4,711,980	40,229,028
第30特定期間 2017年11月16日～2018年5月15日	16,530,742	29,833,948
第31特定期間 2018年5月16日～2018年11月15日	3,454,425	33,943,333
第32特定期間 2018年11月16日～2019年5月15日	3,777,635	15,251,073
第33特定期間 2019年5月16日～2019年11月15日	4,868,023	20,883,615

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第14特定期間 2009年11月17日～2010年5月17日	31,695,903	480,793,276
第15特定期間 2010年5月18日～2010年11月15日	28,732,602	145,371,250
第16特定期間 2010年11月16日～2011年5月16日	32,129,664	233,280,879
第17特定期間 2011年5月17日～2011年11月15日	25,599,444	264,356,608
第18特定期間 2011年11月16日～2012年5月15日	17,904,081	228,979,539
第19特定期間 2012年5月16日～2012年11月15日	16,879,484	161,656,930
第20特定期間 2012年11月16日～2013年5月15日	14,620,663	380,563,200
第21特定期間 2013年5月16日～2013年11月15日	12,806,630	168,602,085
第22特定期間 2013年11月16日～2014年5月15日	7,333,904	199,403,401
第23特定期間 2014年5月16日～2014年11月17日	49,396,588	173,607,933
第24特定期間 2014年11月18日～2015年5月15日	48,081,962	133,257,057
第25特定期間 2015年5月16日～2015年11月16日	24,272,938	75,371,872
第26特定期間 2015年11月17日～2016年5月16日	18,972,647	38,618,178
第27特定期間 2016年5月17日～2016年11月15日	4,705,065	163,327,654
第28特定期間 2016年11月16日～2017年5月15日	4,123,492	77,531,400
第29特定期間 2017年5月16日～2017年11月15日	3,613,530	32,135,242
第30特定期間 2017年11月16日～2018年5月15日	3,564,052	28,281,615
第31特定期間 2018年5月16日～2018年11月15日	3,357,742	25,271,866
第32特定期間 2018年11月16日～2019年5月15日	4,340,737	34,090,069
第33特定期間 2019年5月16日～2019年11月15日	3,199,246	20,720,640

（参考情報）運用実績

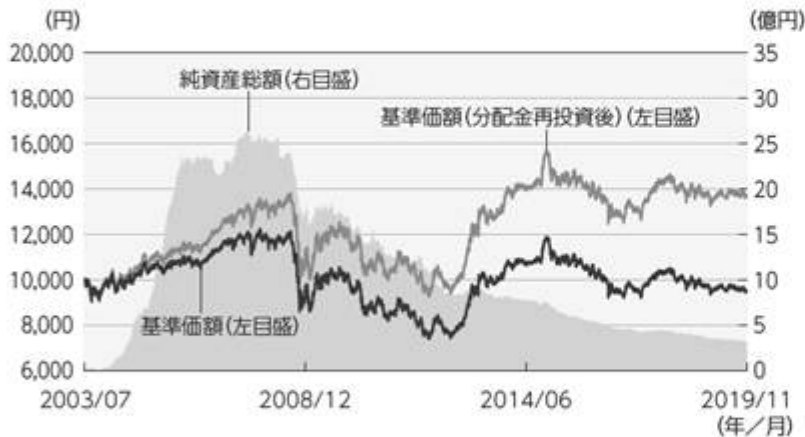
● 基準価額・純資産の推移

データは2019年11月29日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

欧州ソブリン債ポートフォリオ



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	9,534円
純資産総額	321百万円

■ 分配の推移（税引前）

決算期	分配金
2019年 11月	45円
2019年 8月	45円
2019年 5月	45円
2019年 2月	45円
2018年 11月	45円
直近1年間累計	180円
設定来累計	3,715円

米国ソブリン債ポートフォリオ



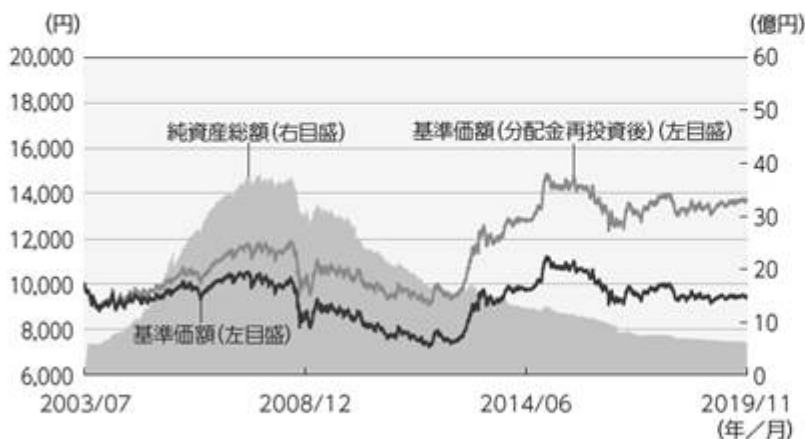
■ 基準価額・純資産総額

基準価額	9,731円
純資産総額	390百万円

■ 分配の推移（税引前）

決算期	分配金
2019年 11月	45円
2019年 8月	45円
2019年 5月	45円
2019年 2月	45円
2018年 11月	45円
直近1年間累計	180円
設定来累計	3,310円

欧米ソブリン債ポートフォリオ



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	9,481円
純資産総額	619百万円

■ 分配の推移（税引前）

決算期	分配金
2019年 11月	45円
2019年 8月	45円
2019年 5月	45円
2019年 2月	45円
2018年 11月	45円
直近1年間累計	180円
設定来累計	3,500円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信（株）のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

● 主要な資産の状況

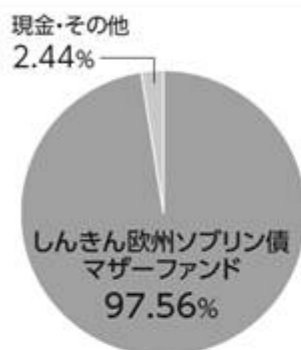
データは2019年11月29日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

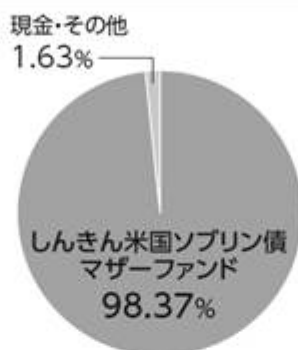
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

● 資産別投資比率

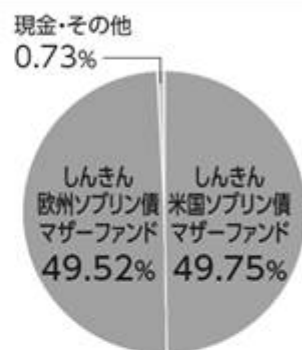
欧州ソブリン債ポートフォリオ



米国ソブリン債ポートフォリオ



欧米ソブリン債ポートフォリオ



※投資比率は、各ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■ 各マザーファンドの組入上位 10 銘柄

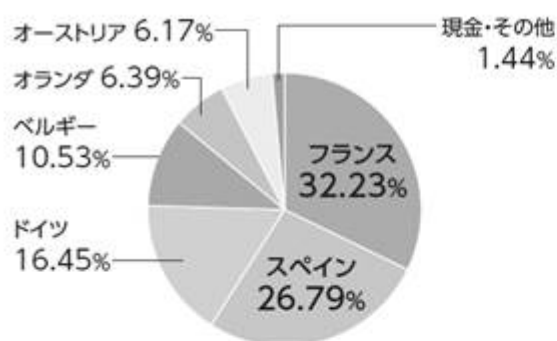
	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド				しんきん米国ソブリン債マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	フランス国債	4.000%	2038/10/25	4.17%	アメリカ国債	2.625%	2020/11/15	4.20%
2	ベルギー国債	5.000%	2035/03/28	3.78%	アメリカ国債	2.625%	2026/01/31	4.04%
3	スペイン国債	0.450%	2022/10/31	3.51%	アメリカ国債	3.625%	2021/02/15	4.01%
4	フランス国債	2.500%	2030/05/25	3.41%	アメリカ国債	2.750%	2024/02/15	3.83%
5	ドイツ国債	4.000%	2037/01/04	3.19%	アメリカ国債	2.750%	2023/11/15	3.82%
6	フランス国債	2.750%	2027/10/25	3.11%	アメリカ国債	3.625%	2044/02/15	3.71%
7	フランス国債	1.250%	2034/05/25	3.09%	アメリカ国債	2.875%	2025/05/31	3.54%
8	ドイツ国債	4.750%	2034/07/04	3.07%	アメリカ国債	4.375%	2040/05/15	3.45%
9	スペイン国債	4.200%	2037/01/31	3.00%	アメリカ国債	3.125%	2042/02/15	3.41%
10	スペイン国債	2.350%	2033/07/30	2.71%	アメリカ国債	2.000%	2025/08/15	3.39%

※投資比率は各マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

※しんきん欧州ソブリン債マザーファンドの純資産総額は 12,991 百万円、しんきん米国ソブリン債マザーファンドの純資産総額は、13,144 百万円です。

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

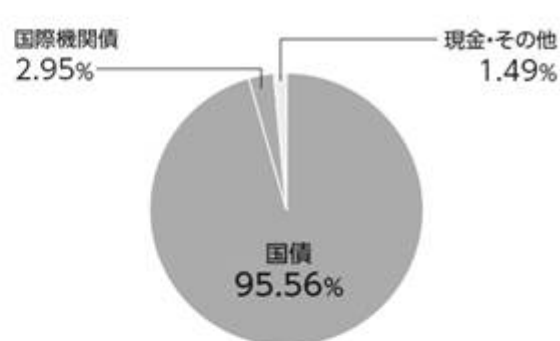
国別投資比率



※国別投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

資産種類別投資比率



※資産種類別投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

■投資先国・国際機関等の格付け (2019年11月29日現在)

国名・発行体名	S&P	国名・発行体名	S&P
フランス	AA	スペイン	A
オランダ	AAA	アメリカ	AA+
オーストリア	AA+	国際復興開発銀行	AAA
ベルギー	AA	米州開発銀行	AAA
ドイツ	AAA	(参考) 日本	A+

出所：Refinitivのデータをもとにしんきんアセットマネジメント投信(株)作成

※自国通貨建長期債格付（国際機関は発行体格付）

Copyright 2019, S&P Global Market Intelligence. (著作権©2019は、S&Pグローバル・マーケット・インテリジェンスに属します。) 情報、データ、格付けを含む資料（“コンテンツ”と総称）を関連当事者より事前の書面による許可なく複製することを禁じます。それらの当事者、関連会社及びサプライヤー（“コンテンツ・プロバイダー”と総称）は、正確性、適正性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、利用の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果について責任を負いません。コンテンツ・プロバイダーは損害、経費、弁護士費用または損失（逸失利益若しくは収益及び機会費用を含みます。）について一切の責任を負いません。コンテンツの一部である特定の投資、証券、格付け、投資に関する観測は投資、証券の購入、保有または売却を勧奨するものでも、適格性を示すものではなく、投資助言として依拠すべきものではありません。信用格付けは意見の表明であり事実の表明ではありません。

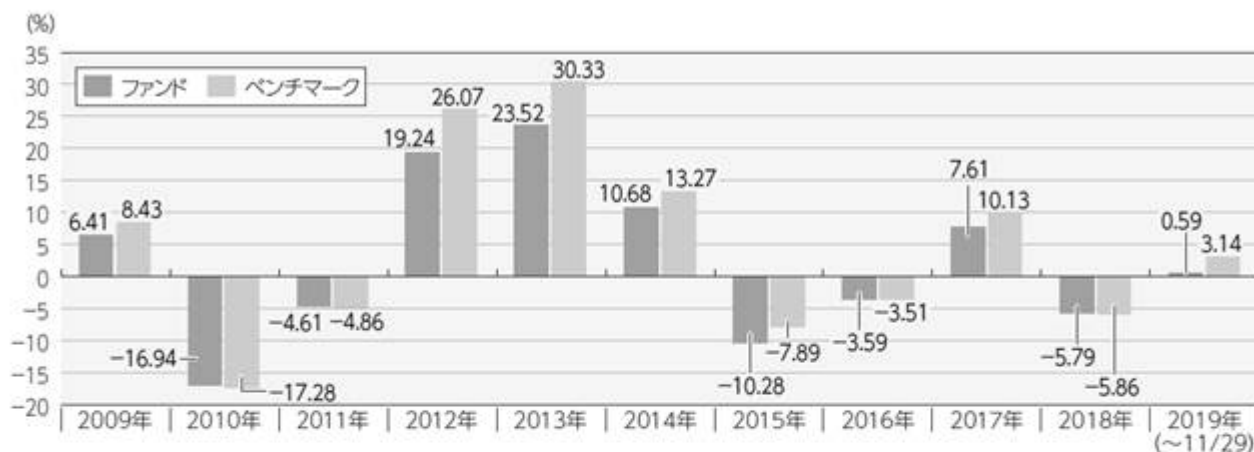
年間収益率の推移（期間:2009年～2019年）

データは2019年11月29日現在です。

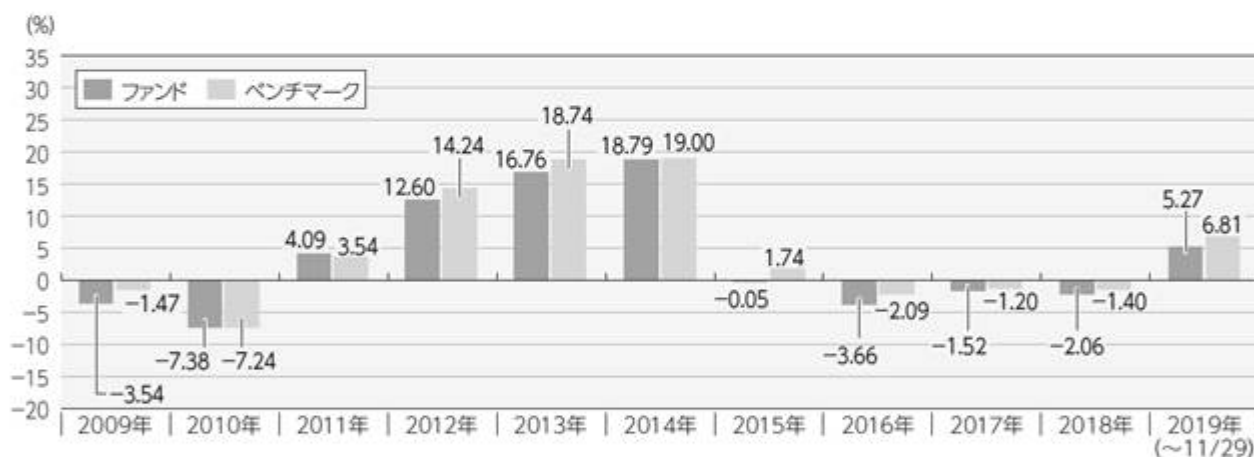
※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

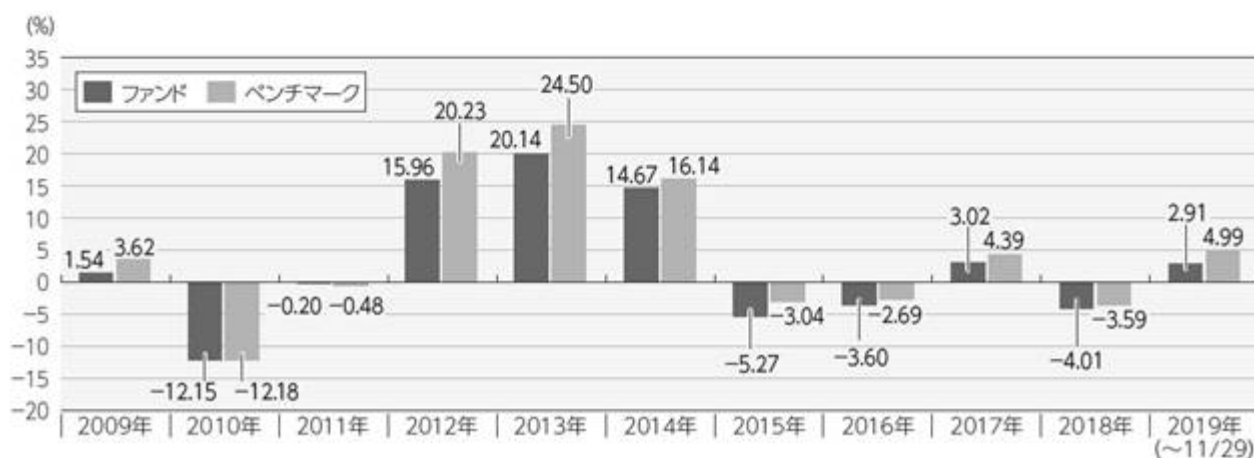
欧州ソブリン債ポートフォリオ



米国ソブリン債ポートフォリオ



欧米ソブリン債ポートフォリオ



※上記の収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 当ファンドには、取扱販売会社によって税引後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「一般コース」があります。
- (3) 取得申込者が「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (4) 申込単位は、「自動けいぞく投資コース」の場合は販売会社が定める単位、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位です。
- (5) 受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (6) 申込に係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.65%（税抜1.50%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。
また、収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。また、ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、買付けの申込みを受付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る買付けの申込みに限ってこれを受け付けます。
- (8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することができます。取得申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (9) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
 - (2) 各営業日の午後3時までに受け付けた換金（解約）の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。また、ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、換金の申込みを受け付けません。
 - (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、「自動けいぞく投資コース」の場合は、1口単位をもって、「一般コース」の場合は、1万口単位をもって換金（解約）の請求ができます。
 - (4) 受益者が換金（解約）を請求するときは、取扱販売会社に対し受益権をもって行うものとします。
 - (5) 委託会社は、換金（解約）の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
 - (6) 換金（解約）価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.1%を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - (7) 換金（解約）時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」の内容をご覧ください。
 - (8) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - (9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金（解約）の申込みの受け付けを中止することができます。換金（解約）の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金（解約）の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金（解約）の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金（解約）価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金（解約）の申込みを受け付けたものとして、(6)の規定に準じて算定した価額とします。
 - (10) 換金（解約）代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
 - (11) 受託会社は、換金（解約）代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
 - (12) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。
(ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)

- ・基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
- ・基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

② ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) 欧州ソブリン債ポートフォリオ

マザーファンド（しんきん欧州ソブリン債マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

2) 米国ソブリン債ポートフォリオ

マザーファンド（しんきん米国ソブリン債マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

3) 欧米ソブリン債ポートフォリオ

マザーファンド（しんきん欧州ソブリン債マザーファンドおよびしんきん米国ソブリン債マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

4) しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

国債証券および特殊債券は個別法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しています。

5) しんきん米国ソブリン債マザーファンド

国債証券および特殊債券は個別法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しています。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「(5)その他」の「①ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

- ① ファンドの計算期間は、毎年２月１６日から５月１５日まで、５月１６日から８月１５日まで、８月１６日から１１月１５日まで、１１月１６日から翌年２月１５日までを原則とします。
- ② 上記にかかわらず、上記の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① ファンドの繰上償還条項

- １） 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ２） 委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ３） 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ４） 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- ５） 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ６） 上記３）から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記３）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ７） 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ８） 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「②約款の変更」の４）に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ９） 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

- １） 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することができます。約款の変更を行う際には、委託会社は、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２） 委託会社は前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に

交付します。公告は、日本経済新聞に掲載します。ただし、この約款に係る全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、約款の変更をしません。

5) 委託会社は、約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、上記1)から5)までの規定に従います。

③ 反対者の買取請求権

前記①の規定に従い信託契約の解約を行う場合、または前記②の規定に従い約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

⑤ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき毎年5月、11月の計算期間の末日および償還日を基準に、交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- ② 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- ③ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は、ファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。
- ③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ④ 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年5月16日から2019年11月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,937,879	10,660,278
親投資信託受益証券	330,542,133	310,577,052
流動資産合計	340,480,012	321,237,330
資産合計	340,480,012	321,237,330
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,599,313	1,518,353
未払受託者報酬	45,678	44,938
未払委託者報酬	822,187	808,896
未払利息	25	29
その他未払費用	4,558	4,512
流動負債合計	2,471,761	2,376,728
負債合計	2,471,761	2,376,728
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※3 355,403,007	※1,※3 337,411,910
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △17,394,756	※2 △18,551,308
（分配準備積立金）	40,485,655	37,143,808
元本等合計	338,008,251	318,860,602
純資産合計	338,008,251	318,860,602
負債純資産合計	340,480,012	321,237,330

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2018年11月16日 至 2019年5月15日)	当期 (自 2019年5月16日 至 2019年11月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△1,213,228	3,034,919
営業収益合計	△1,213,228	3,034,919
営業費用		
支払利息	2,126	2,492
受託者報酬	93,835	90,860
委託者報酬	1,688,868	1,635,479
その他費用	10,553	9,624
営業費用合計	1,795,382	1,738,455
営業利益又は営業損失（△）	△3,008,610	1,296,464
経常利益又は経常損失（△）	△3,008,610	1,296,464
当期純利益又は当期純損失（△）	△3,008,610	1,296,464
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	162,783	198,373
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△11,755,530	△17,394,756
剰余金増加額又は欠損金減少額	928,049	925,597
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	928,049	925,597
剰余金減少額又は欠損金増加額	160,462	112,945
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	160,462	112,945
分配金	※1 3,235,420	※1 3,067,295
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△17,394,756	△18,551,308

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 374,843,173円 期中追加設定元本額 4,470,410円 期中一部解約元本額 23,910,576円	期首元本額 355,403,007円 期中追加設定元本額 2,840,048円 期中一部解約元本額 20,831,145円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,394,756円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,551,308円であります。
※3 特定期間末日における受益権の総数	355,403,007口	337,411,910口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2018年11月16日 至 2019年5月15日)	当期 (自 2019年5月16日 至 2019年11月15日)
※1 分配金の計算過程 第63期 A 費用控除後の配当等収益額 965,101円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 73,829,362円 D 分配準備積立金額 43,094,982円 E 当ファンドの分配対象収益額 117,889,445円 F 当ファンドの期末残存口数 363,579,480口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,242円 H 10,000口当たり分配金額 45円 I 収益分配金金額 1,636,107円 第64期 A 費用控除後の配当等収益額 826,837円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 72,390,485円 D 分配準備積立金額 41,258,131円 E 当ファンドの分配対象収益額 114,475,453円 F 当ファンドの期末残存口数 355,403,007口	※1 分配金の計算過程 第65期 A 費用控除後の配当等収益額 1,466,227円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 70,266,989円 D 分配準備積立金額 39,065,326円 E 当ファンドの分配対象収益額 110,798,542円 F 当ファンドの期末残存口数 344,209,485口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,218円 H 10,000口当たり分配金額 45円 I 収益分配金金額 1,548,942円 第66期 A 費用控除後の配当等収益額 601,200円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 69,039,871円 D 分配準備積立金額 38,060,961円 E 当ファンドの分配対象収益額 107,702,032円 F 当ファンドの期末残存口数 337,411,910口

G	10,000口当たり収益分配対象額	3,220円	G	10,000口当たり収益分配対象額	3,191円
H	10,000口当たり分配金額	45円	H	10,000口当たり分配金額	45円
I	収益分配金金額	1,599,313円	I	収益分配金金額	1,518,353円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2018年11月16日 至 2019年5月15日)	当期 (自 2019年5月16日 至 2019年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	1,669,617円	△4,233,979円
合計	1,669,617円	△4,233,979円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 2018年11月16日 至 2019年5月15日)	当期 (自 2019年5月16日 至 2019年11月15日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
1口当たり純資産額 0.9511円 (1万口当たり純資産額 9,511円)	1口当たり純資産額 0.9450円 (1万口当たり純資産額 9,450円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

- ① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン 債マザーファンド	196,929,207	310,577,052	
親投資信託受益証券 合計		196,929,207	310,577,052	
合計		196,929,207	310,577,052	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

【しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,981,161	9,831,284
親投資信託受益証券	385,939,805	378,495,546
流動資産合計	395,920,966	388,326,830
資産合計	395,920,966	388,326,830
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,875,822	1,803,751
未払受託者報酬	52,421	53,666
未払委託者報酬	943,522	965,874
未払利息	25	26
その他未払費用	5,234	5,388
流動負債合計	2,877,024	2,828,705
負債合計	2,877,024	2,828,705
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※3 416,849,345	※1,※3 400,833,753
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △23,805,403	※2 △15,335,628
（分配準備積立金）	100,496,514	96,034,010
元本等合計	393,043,942	385,498,125
純資産合計	393,043,942	385,498,125
負債純資産合計	395,920,966	388,326,830

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2018年11月16日 至 2019年5月15日)	当期 (自 2019年5月16日 至 2019年11月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	5,977,507	13,555,741
営業収益合計	5,977,507	13,555,741
営業費用		
支払利息	2,316	2,617
受託者報酬	106,499	107,391
委託者報酬	1,916,860	1,932,883
その他費用	11,970	11,254
営業費用合計	2,037,645	2,054,145
営業利益又は営業損失（△）	3,939,862	11,501,596
経常利益又は経常損失（△）	3,939,862	11,501,596
当期純利益又は当期純損失（△）	3,939,862	11,501,596
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	94,620	170,666
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△24,603,320	△23,805,403
剰余金増加額又は欠損金減少額	920,535	1,004,989
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	920,535	1,004,989
剰余金減少額又は欠損金増加額	194,627	199,467
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	194,627	199,467
分配金	※1 3,773,233	※1 3,666,677
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△23,805,403	△15,335,628

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 428,322,783円 期中追加設定元本額 3,777,635円 期中一部解約元本額 15,251,073円	期首元本額 416,849,345円 期中追加設定元本額 4,868,023円 期中一部解約元本額 20,883,615円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,805,403円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,335,628円であります。
※3 特定期間末日における受益権の総数	416,849,345口	400,833,753口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2018年11月16日 至 2019年5月15日)	当期 (自 2019年5月16日 至 2019年11月15日)
※1 分配金の計算過程 第63期 A 費用控除後の配当等収益額 1,601,489円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 54,158,380円 D 分配準備積立金額 102,416,201円 E 当ファンドの分配対象収益額 158,176,070円 F 当ファンドの期末残存口数 421,647,027口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,751円 H 10,000口当たり分配金額 45円 I 収益分配金金額 1,897,411円 第64期 A 費用控除後の配当等収益額 1,984,722円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 54,120,268円 D 分配準備積立金額 100,387,614円 E 当ファンドの分配対象収益額 156,492,604円 F 当ファンドの期末残存口数 416,849,345口	※1 分配金の計算過程 第65期 A 費用控除後の配当等収益額 2,231,934円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 54,174,278円 D 分配準備積立金額 99,384,666円 E 当ファンドの分配対象収益額 155,790,878円 F 当ファンドの期末残存口数 413,983,577口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,763円 H 10,000口当たり分配金額 45円 I 収益分配金金額 1,862,926円 第66期 A 費用控除後の配当等収益額 1,974,018円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 53,192,446円 D 分配準備積立金額 95,863,743円 E 当ファンドの分配対象収益額 151,030,207円 F 当ファンドの期末残存口数 400,833,753口

G	10,000口当たり収益分配対象額	3,754円	G	10,000口当たり収益分配対象額	3,767円
H	10,000口当たり分配金額	45円	H	10,000口当たり分配金額	45円
I	収益分配金金額	1,875,822円	I	収益分配金金額	1,803,751円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2018年11月16日 至 2019年 5月15日)	当期 (自 2019年 5月16日 至 2019年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2019年 5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	4,776,601円	5,186,121円
合計	4,776,601円	5,186,121円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 2018年11月16日 至 2019年5月15日)	当期 (自 2019年5月16日 至 2019年11月15日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
1口当たり純資産額 0.9429円 (1万口当たり純資産額 9,429円)	1口当たり純資産額 0.9617円 (1万口当たり純資産額 9,617円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

- ① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン債 マザーファンド	228,463,540	378,495,546	
親投資信託受益証券 合計		228,463,540	378,495,546	
合計		228,463,540	378,495,546	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

【しんきん海外ソブリン債セクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,428,216	13,000,332
親投資信託受益証券	621,365,345	608,006,835
流動資産合計	634,793,561	621,007,167
資産合計	634,793,561	621,007,167
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,035,110	2,956,264
未払解約金	1,516,248	—
未払受託者報酬	84,762	85,798
未払委託者報酬	1,525,686	1,544,346
未払利息	34	35
その他未払費用	8,467	8,549
流動負債合計	6,170,307	4,594,992
負債合計	6,170,307	4,594,992
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※3 674,469,104	※1,※3 656,947,710
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △45,845,850	※2 △40,535,535
（分配準備積立金）	72,538,004	69,328,090
元本等合計	628,623,254	616,412,175
純資産合計	628,623,254	616,412,175
負債純資産合計	634,793,561	621,007,167

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2018年11月16日 至 2019年5月15日)	当期 (自 2019年5月16日 至 2019年11月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	3,538,276	13,641,490
営業収益合計	3,538,276	13,641,490
営業費用		
支払利息	2,883	3,014
受託者報酬	173,958	171,774
委託者報酬	3,131,201	3,091,917
その他費用	18,770	17,777
営業費用合計	3,326,812	3,284,482
営業利益又は営業損失（△）	211,464	10,357,008
経常利益又は経常損失（△）	211,464	10,357,008
当期純利益又は当期純損失（△）	211,464	10,357,008
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	272,977	198,198
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△41,655,073	△45,845,850
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,293,295	1,287,498
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,293,295	1,287,498
剰余金減少額又は欠損金増加額	252,270	182,806
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	252,270	182,806
分配金	※1 6,170,289	※1 5,953,187
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△45,845,850	△40,535,535

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 704,218,436円 期中追加設定元本額 4,340,737円 期中一部解約元本額 34,090,069円	期首元本額 674,469,104円 期中追加設定元本額 3,199,246円 期中一部解約元本額 20,720,640円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は45,845,850円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は40,535,535円であります。
※3 特定期間末日における受益権の総数	674,469,104口	656,947,710口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2018年11月16日 至 2019年5月15日)	当期 (自 2019年5月16日 至 2019年11月15日)
※1 分配金の計算過程 第63期 A 費用控除後の配当等収益額 2,246,994円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 49,202,880円 D 分配準備積立金額 76,621,042円 E 当ファンドの分配対象収益額 128,070,916円 F 当ファンドの期末残存口数 696,706,587口 G 10,000口当たり収益分配対象額 1,838円 H 10,000口当たり分配金額 45円 I 収益分配金金額 3,135,179円 第64期 A 費用控除後の配当等収益額 2,524,507円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 47,920,736円 D 分配準備積立金額 73,048,607円 E 当ファンドの分配対象収益額 123,493,850円 F 当ファンドの期末残存口数 674,469,104口	※1 分配金の計算過程 第65期 A 費用控除後の配当等収益額 3,186,014円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 47,489,660円 D 分配準備積立金額 71,462,656円 E 当ファンドの分配対象収益額 122,138,330円 F 当ファンドの期末残存口数 665,983,004口 G 10,000口当たり収益分配対象額 1,833円 H 10,000口当たり分配金額 45円 I 収益分配金金額 2,996,923円 第66期 A 費用控除後の配当等収益額 1,764,653円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 47,015,450円 D 分配準備積立金額 70,519,701円 E 当ファンドの分配対象収益額 119,299,804円 F 当ファンドの期末残存口数 656,947,710口

G	10,000口当たり収益分配対象額	1,830円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,815円
H	10,000口当たり分配金額	45円	H	10,000口当たり分配金額	45円
I	収益分配金金額	3,035,110円	I	収益分配金金額	2,956,264円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2018年11月16日 至 2019年 5月15日)	当期 (自 2019年 5月16日 至 2019年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2019年 5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	5,426,289円	27,359円
合計	5,426,289円	27,359円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 2018年11月16日 至 2019年5月15日)	当期 (自 2019年5月16日 至 2019年11月15日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2019年5月15日現在)	当期 (2019年11月15日現在)
1口当たり純資産額 0.9320円 (1万口当たり純資産額 9,320円)	1口当たり純資産額 0.9383円 (1万口当たり純資産額 9,383円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

- ① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん欧州ソブリン 債マザーファンド	192,615,183	303,773,405	
親投資信託受益証券	しんきん米国ソブリン 債マザーファンド	183,638,215	304,233,430	
親投資信託受益証券 合計		376,253,398	608,006,835	
合計		376,253,398	608,006,835	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

(参考情報)

「しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ」は、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」受益証券を、「しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ」は、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」受益証券を、「しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ」は「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」及び「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

(1)貸借対照表

区分		2019年5月15日現在	2019年11月15日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		78,184,607	102,125,784
コール・ローン		14,353,561	26,400,590
国債証券		12,080,338,051	12,692,103,410
未収利息		106,495,455	78,896,544
前払費用		14,572,584	19,313,364
流動資産合計		12,293,944,258	12,918,839,692
資産合計		12,293,944,258	12,918,839,692
負債の部			
流動負債			
未払金		—	87,835,397
未払利息		36	72
その他未払費用		61	679
流動負債合計		97	87,836,148
負債合計		97	87,836,148
純資産の部			
元本等			
元本	※1, ※2	7,860,608,023	8,135,810,491
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		4,433,336,138	4,695,193,053
元本等合計		12,293,944,161	12,831,003,544
純資産合計		12,293,944,161	12,831,003,544
負債純資産合計		12,293,944,258	12,918,839,692

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2019年5月15日現在	2019年11月15日現在
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 6,591,614,763円 期中追加設定元本額 1,419,026,785円 期中一部解約元本額 150,033,525円	期首元本額 7,860,608,023円 期中追加設定元本額 2,099,319,347円 期中一部解約元本額 1,824,116,879円

元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ 211,344,075円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 197,615,635円 しんきん3資産ファンド （毎月決算型） 5,926,462,151円 しんきんグローバル6資産ファンド （毎月決算型） 556,313,932円 しんきん世界アロケーションファンド 540,109,069円 しんきん世界アロケーションファンド （積極型） 352,987,908円 ————— ————— S K A M世界アロケーション安定型 （年金）（適格機関投資家限定） 75,775,253円 合計 7,860,608,023円	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ 196,929,207円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 192,615,183円 しんきん3資産ファンド （毎月決算型） 6,367,307,203円 しんきんグローバル6資産ファンド （毎月決算型） 587,957,100円 しんきん世界アロケーションファンド 487,631,311円 しんきん世界アロケーションファンド （積極型） 207,892,276円 しんきん3資産ファンド （1年決算型） 18,073,536円 しんきんグローバル6資産ファンド （1年決算型） 3,087,841円 S K A M世界アロケーション安定型 （年金）（適格機関投資家限定） 74,316,834円 合計 8,135,810,491円
※2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	7,860,608,023口	8,135,810,491口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2018年11月16日 至 2019年5月15日	自 2019年5月16日 至 2019年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2019年5月15日現在	2019年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2019年5月15日現在	2019年11月15日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	184,171,206円	253,843,172円
合計	184,171,206円	253,843,172円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2019年5月15日現在	2019年11月15日現在
--------------	---------------

該当事項はありません。	同左
-------------	----

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2018年11月16日 至 2019年 5月15日	自 2019年 5月16日 至 2019年11月15日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

2019年 5月15日現在	2019年11月15日現在
1口当たり純資産額 1,5640円 (1万口当たり純資産額 15,640円)	1口当たり純資産額 1,5771円 (1万口当たり純資産額 15,771円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BGB 0.800 06/22/25	1,000,000.00	1,063,700.00	
国債証券	ユーロ	BGB 0.800 06/22/27	1,300,000.00	1,395,810.00	
国債証券	ユーロ	BGB 0.900 06/22/29	1,000,000.00	1,088,200.00	
国債証券	ユーロ	BGB 1.600 06/22/47	1,200,000.00	1,470,960.00	
国債証券	ユーロ	BGB 2.600 06/22/24	900,000.00	1,026,270.00	
国債証券	ユーロ	BGB 4.000 03/28/22	1,100,000.00	1,220,010.00	
国債証券	ユーロ	BGB 5.000 03/28/35	2,400,000.00	4,088,880.00	
国債証券	ユーロ	DBR 0.250 02/15/29	2,000,000.00	2,119,500.00	
国債証券	ユーロ	DBR 0.500 02/15/25	1,000,000.00	1,058,200.00	
国債証券	ユーロ	DBR 0.500 02/15/26	600,000.00	640,116.00	
国債証券	ユーロ	DBR 1.000 08/15/25	1,000,000.00	1,091,890.00	
国債証券	ユーロ	DBR 1.500 02/15/23	1,400,000.00	1,499,428.00	
国債証券	ユーロ	DBR 1.750 07/04/22	900,000.00	957,987.00	
国債証券	ユーロ	DBR 2.250 09/04/20	800,000.00	818,520.00	
国債証券	ユーロ	DBR 2.250 09/04/21	1,000,000.00	1,052,600.00	
国債証券	ユーロ	DBR 4.000 01/04/37	2,000,000.00	3,427,840.00	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/28	1,200,000.00	1,747,056.00	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/34	1,900,000.00	3,300,642.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.500 05/25/25	2,700,000.00	2,833,785.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.500 05/25/26	1,600,000.00	1,684,160.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.250 05/25/34	2,900,000.00	3,315,860.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.250 05/25/24	2,000,000.00	2,250,000.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.250 10/25/22	2,400,000.00	2,603,040.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.500 05/25/30	2,900,000.00	3,662,700.00	

国債証券	ユーロ	FRTR 2.750 10/25/27	2,700,000.00	3,342,870.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 3.250 05/25/45	1,400,000.00	2,259,880.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 3.750 04/25/21	2,000,000.00	2,126,200.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.000 10/25/38	2,700,000.00	4,471,470.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.250 10/25/23	1,900,000.00	2,263,185.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 5.500 04/25/29	700,000.00	1,072,260.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 5.750 10/25/32	1,600,000.00	2,754,560.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.250 07/15/25	800,000.00	832,160.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.250 07/15/29	600,000.00	626,220.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.500 01/15/40	600,000.00	642,420.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 0.750 07/15/27	800,000.00	866,480.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 1.750 07/15/23	700,000.00	761,110.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 2.500 01/15/33	1,800,000.00	2,408,760.00	
国債証券	ユーロ	NETHER 3.250 07/15/21	700,000.00	737,940.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.500 04/20/27	1,000,000.00	1,055,400.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 0.750 02/20/28	400,000.00	430,920.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.200 10/20/25	1,000,000.00	1,093,650.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.500 02/20/47	1,200,000.00	1,520,280.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 1.750 10/20/23	800,000.00	869,920.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 2.400 05/23/34	1,100,000.00	1,453,320.00	
国債証券	ユーロ	RAGB 3.650 04/20/22	200,000.00	220,700.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 0.450 10/31/22	3,700,000.00	3,776,220.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 0.600 10/31/29	1,600,000.00	1,620,480.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 0.750 07/30/21	2,000,000.00	2,039,180.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.500 04/30/27	2,400,000.00	2,619,600.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.950 04/30/26	1,500,000.00	1,672,800.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 1.950 07/30/30	2,200,000.00	2,526,920.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 2.150 10/31/25	2,200,000.00	2,456,740.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 2.350 07/30/33	2,400,000.00	2,905,200.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 3.800 04/30/24	1,600,000.00	1,877,600.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 4.200 01/31/37	2,100,000.00	3,211,740.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 4.700 07/30/41	1,700,000.00	2,883,200.00	
国債証券	ユーロ	SPGB 5.400 01/31/23	1,000,000.00	1,180,650.00	
ユーロ 小計			86,300,000.00	105,997,189.00 (12,692,103,410)	
国債証券 合計				12,692,103,410 (12,692,103,410)	
合計				12,692,103,410 (12,692,103,410)	

注1 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
----	-----	----------	------------

ユーロ	国債証券57銘柄	100.0%	100.0%
-----	----------	--------	--------

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

(1)貸借対照表

区分		2019年5月15日現在	2019年11月15日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		6,846,648	105,630,318
コール・ローン		17,103,941	29,120,333
国債証券		12,050,052,159	12,417,092,186
特殊債券		374,659,236	384,237,819
未収利息		103,105,375	104,264,363
前払費用		8,916,782	14,511,383
流動資産合計		12,560,684,141	13,054,856,402
資産合計		12,560,684,141	13,054,856,402
負債の部			
流動負債			
未払金		—	89,883,050
未払利息		44	79
その他未払費用		41	806
流動負債合計		85	89,883,935
負債合計		85	89,883,935
純資産の部			
元本等			
元本	※1, ※2	7,851,443,843	7,826,005,961
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		4,709,240,213	5,138,966,506
元本等合計		12,560,684,056	12,964,972,467
純資産合計		12,560,684,056	12,964,972,467
負債純資産合計		12,560,684,141	13,054,856,402

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2019年5月15日現在	2019年11月15日現在
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 6,821,568,480円 期中追加設定元本額 1,325,377,347円 期中一部解約元本額 295,501,984円	期首元本額 7,851,443,843円 期中追加設定元本額 1,768,930,673円 期中一部解約元本額 1,794,368,555円

元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ 241,242,534円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 195,208,459円 しんきん3資産ファンド （毎月決算型） 5,904,542,707円 しんきんグローバル6資産ファンド （毎月決算型） 549,803,497円 しんきん世界アロケーションファンド 536,646,907円 しんきん世界アロケーションファンド （積極型） 350,231,523円 ————— ————— S K A M世界アロケーション安定型 （年金）（適格機関投資家限定） 73,768,216円 合計 7,851,443,843円	しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ 228,463,540円 しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ 183,638,215円 しんきん3資産ファンド （毎月決算型） 6,086,840,815円 しんきんグローバル6資産ファンド （毎月決算型） 561,972,798円 しんきん世界アロケーションファンド 471,391,006円 しんきん世界アロケーションファンド （積極型） 201,666,466円 しんきん3資産ファンド （1年決算型） 17,195,016円 しんきんグローバル6資産ファンド （1年決算型） 2,937,684円 S K A M世界アロケーション安定型 （年金）（適格機関投資家限定） 71,900,421円 合計 7,826,005,961円
※2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	7,851,443,843口	7,826,005,961口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2018年11月16日 至 2019年 5月15日	自 2019年 5月16日 至 2019年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2019年5月15日現在	2019年11月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2019年5月15日現在	2019年11月15日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	156,180,739円	404,845,389円
特殊債券	7,810,425円	20,735,558円
合計	163,991,164円	425,580,947円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2019年5月15日現在	2019年11月15日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2018年11月16日 至 2019年5月15日	自 2019年5月16日 至 2019年11月15日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

2019年5月15日現在	2019年11月15日現在
1口当たり純資産額 1.5998円 (1万口当たり純資産額 15,998円)	1口当たり純資産額 1.6567円 (1万口当たり純資産額 16,567円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

- ① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	T-BOND 2.500 05/15/46	3,500,000.00	3,636,718.75	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 02/15/42	3,500,000.00	4,034,843.75	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 05/15/48	2,700,000.00	3,167,648.42	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.625 02/15/44	3,500,000.00	4,376,914.08	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000.00	4,090,781.25	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.750 02/15/37	1,900,000.00	2,655,398.44	
国債証券	米ドル	T-BOND 5.250 02/15/29	2,600,000.00	3,362,531.25	
国債証券	米ドル	T-BOND 6.250 08/15/23	1,100,000.00	1,284,765.62	
国債証券	米ドル	T-BOND 6.500 11/15/26	1,000,000.00	1,314,765.63	
国債証券	米ドル	T-BOND 7.875 02/15/21	1,000,000.00	1,077,031.25	
国債証券	米ドル	T-BOND 8.125 05/15/21	1,900,000.00	2,083,320.32	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.375 06/30/23	3,200,000.00	3,174,000.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,500,000.00	3,480,039.08	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 08/15/22	3,200,000.00	3,203,250.01	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 08/15/29	1,800,000.00	1,767,656.25	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 11/15/22	3,900,000.00	3,902,742.20	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.750 05/15/22	2,800,000.00	2,810,937.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.750 05/15/23	3,200,000.00	3,215,000.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.875 04/30/22	2,300,000.00	2,315,273.44	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 02/15/22	2,200,000.00	2,219,765.63	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 02/15/23	3,400,000.00	3,441,437.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 08/15/25	4,000,000.00	4,068,125.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.125 08/15/21	3,500,000.00	3,529,804.70	

国債証券	米ドル	T-NOTE 2.375 08/15/24	2,700,000.00	2,791,125.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.500 08/15/23	3,600,000.00	3,715,312.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 01/31/26	4,600,000.00	4,847,968.75	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 02/15/29	2,000,000.00	2,137,500.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 11/15/20	5,000,000.00	5,048,828.15	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 02/15/24	4,400,000.00	4,603,156.27	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 02/15/28	2,800,000.00	3,009,562.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 11/15/23	4,400,000.00	4,591,812.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.875 05/31/25	4,000,000.00	4,254,062.51	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.125 05/15/21	2,900,000.00	2,962,984.37	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.125 11/15/28	3,000,000.00	3,327,187.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.625 02/15/21	4,700,000.00	4,814,562.50	
米ドル 小計			106,800,000.00	114,316,812.62 (12,417,092,186)	
国債証券 合計				12,417,092,186 (12,417,092,186)	
特殊債券	米ドル	IADB 2.125 01/15/25	2,000,000.00	2,030,400.00	
特殊債券	米ドル	IBRD 1.875 10/27/26	1,500,000.00	1,507,050.00	
米ドル 小計			3,500,000.00	3,537,450.00 (384,237,819)	
特殊債券 合計				384,237,819 (384,237,819)	
合計				12,801,330,005 (12,801,330,005)	

注1 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券35銘柄	97.0%	97.0%
	特殊債券2銘柄	3.0%	3.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2019年11月29日現在）

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧州ソブリン債ポートフォリオ）

I 資産総額	321,507,334 円
II 負債総額	128,744 円
III 純資産総額（I－II）	321,378,590 円
IV 発行済数量	337,088,375 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9534 円

しんきん海外ソブリン債セレクション（米国ソブリン債ポートフォリオ）

I 資産総額	390,723,819 円
II 負債総額	1,164,793 円
III 純資産総額（I－II）	389,559,026 円
IV 発行済数量	400,310,034 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9731 円

しんきん海外ソブリン債セレクション（欧米ソブリン債ポートフォリオ）

I 資産総額	620,364,485 円
II 負債総額	1,153,032 円
III 純資産総額（I－II）	619,211,453 円
IV 発行済数量	653,079,356 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9481 円

（参考）「しんきん海外ソブリン債セレクション」の各ポートフォリオが投資する「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の同日における純資産額計算書は、以下のとおりです。

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

I 資産総額	12,990,882,727 円
II 負債総額	735 円
III 純資産総額（I－II）	12,990,881,992 円
IV 発行済数量	8,159,438,887 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5921 円

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

I 資産総額	13,144,494,210 円
II 負債総額	859 円
III 純資産総額（I－II）	13,144,493,351 円
IV 発行済数量	7,836,400,402 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6774 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

2 受益者名簿
該当事項はありません。

3 受益者に対する特典
該当事項はありません。

4 受益権の譲渡

(1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) 上記(1)の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

(3) 上記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

① 商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

② 運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果および法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

③ コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2019年11月29日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	73	867,015
単位型公社債投資信託	10	50,468
単位型株式投資信託	36	114,989
合計	119	1,032,473

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		4,235,835		5,096,449
前払費用			15,065		22,449
未収委託者報酬			496,814		534,748
未収運用受託報酬	*2		21,912		13,102
未収収益			49		49
その他の流動資産			466		1,313
流動資産計			4,770,143		5,668,112
固定資産					
有形固定資産	*1		94,224		90,589
建物		73,046		71,717	
器具備品		21,178		18,871	
無形固定資産			44,161		26,964
ソフトウェア		42,657		25,565	
電話加入権		959		959	
その他		543		439	
投資その他の資産			37,557		46,552
投資有価証券		-		2,018	
長期前払費用		2,489		4,870	
繰延税金資産		35,068		39,662	
固定資産計			175,943		164,106
資産合計			4,946,087		5,832,218

		前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			347,332		382,042
未払手数料	*2	302,565		319,565	
その他未払金		44,767		62,477	
未払法人税等			189,582		206,238
未払消費税等			30,210		38,518
未払事業所税			1,946		2,007
賞与引当金			70,520		71,011
その他の流動負債			3,302		3,620
流動負債計			642,896		703,438
固定負債					
退職給付引当金			103,292		102,601
役員退職慰労引当金			11,768		18,487
固定負債計			115,061		121,089
負債合計			757,957		824,528
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			4,188,129		5,007,677
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			3,988,129		4,807,677
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		3,986,129		4,805,677	
別途積立金		3,080,000		3,830,000	
繰越利益剰余金		906,129		975,677	
評価・換算差額等			-		13
その他有価証券評価差額金		-		13	
純資産合計			4,188,129		5,007,690
負債・純資産合計			4,946,087		5,832,218

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			4,886,524		5,202,260
運用受託報酬	*1		189,616		192,056
営業収益計			5,076,140		5,394,317
営業費用					
支払手数料	*1		2,401,911		2,566,470
広告宣伝費			30,312		32,074
調査費			511,262		555,537
調査研究費		350,062		375,631	
委託調査費		161,199		179,906	
営業雑経費			65,254		68,770
印刷費		57,929		61,381	
郵便料		195		99	
電信電話料		2,321		2,404	
協会費		4,808		4,885	
営業費用計			3,008,740		3,222,852
一般管理費					
給料			553,435		578,701
役員報酬		41,999		41,693	
給料・手当		366,711		385,731	
賞与		64,202		67,757	
法定福利費		72,291		75,923	
福利厚生費		4,086		4,080	
その他給料		4,142		3,513	
賞与引当金繰入			70,520		71,011
退職給付費用			58,150		64,269
役員退職慰労引当金繰入			5,580		6,718
交際費			4,202		3,260
旅費交通費			7,630		9,400
租税公課			23,615		25,155
不動産賃借料			62,842		62,753
固定資産減価償却費			45,198		33,479
諸経費			139,011		135,925
一般管理費計			970,187		990,674
営業利益			1,097,212		1,180,790
営業外収益					
受取利息	*1		127		136
その他営業外収益			300		280
営業外収益計			428		416
営業外費用					

雑損失			401		904
その他営業外費用			39		-
営業外費用計			440		904
経常利益			1,097,199		1,180,302

		前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,097,199		1,180,302
法人税、住民税および事業税			341,439		365,355
法人税等調整額			△1,859		△4,600
当期純利益			757,619		819,547

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	730,000	△730,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	757,619	757,619	757,619
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	730,000	27,619	757,619	757,619
当期末残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	3,430,510
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	757,619
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	—	—	757,619
当期末残高	—	—	4,188,129

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	750,000	△750,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	819,547	819,547	819,547
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	750,000	69,547	819,547	819,547
当期末残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	4,188,129
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	819,547
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	13	13	13
当期変動額合計	13	13	819,560
当期末残高	13	13	5,007,690

重要な会計方針

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」35,068千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

＊ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
建 物	64,186千円	63,831千円
器具備品	37,859千円	40,573千円

＊ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
普通預金	3,142,308千円	3,907,610千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	5,559千円	5,548千円
未払手数料	142,775千円	166,032千円

(損益計算書関係)

＊ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
運用受託報酬	160,021千円	171,273千円
受取利息	126千円	134千円
支払手数料	1,926,104千円	2,086,194千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,235,835	4,235,835	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
資産計	4,754,562	4,754,562	—
(4)未払手数料	302,565	302,565	—
(5)その他未払金	44,767	44,767	—
(6)未払法人税等	189,582	189,582	—
(7)未払消費税等	30,210	30,210	—
(8)未払事業所税	1,946	1,946	—
負債計	569,072	569,072	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	4,235,530	4,235,530	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
合計	4,754,257	4,754,257	—

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,096,449	5,096,449	—
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
(4)投資有価証券	2,018	2,018	—
資産計	5,646,318	5,646,318	—
(5)未払手数料	319,565	319,565	—
(6)その他未払金	62,477	62,477	—
(7)未払法人税等	206,238	206,238	—
(8)未払消費税等	38,518	38,518	—
(9)未払事業所税	2,007	2,007	—
負債計	628,807	628,807	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	5,096,091	5,096,091	—
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
合計	5,643,942	5,643,942	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,032	1,000	32
小計	1,032	1,000	32
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	986	1,000	△13
小計	986	1,000	△13
合計	2,018	2,000	18

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	100,631	103,292
退職給付費用	12,149	14,918
退職給付の支払額	△9,488	△15,609
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	103,292	102,601

（２）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
非積立金型制度の退職給付債務	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601
退職給付引当金	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601

（３）退職給付費用

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 12,149	千円 14,918

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 37,464千円、当事業年度 39,525千円であります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2017年3月31日現在)	(2018年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,634,392,721	1,669,710,596
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注)	1,793,308,599	1,806,457,984
差引額	△158,915,877	△136,747,387
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2017年3月分) 0.0582%	(2018年3月分) 0.0676%

(3) 補足説明	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高214,616,190千円および年金財政計算上の別途積立金55,700,312千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高197,854,570千円および年金財政計算上の別途積立金61,107,182千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。
----------	--	--

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,593	21,743
役員退職慰労引当金	3,603	5,660
退職給付引当金繰入限度超過額	31,628	31,416
未払事業税	9,726	10,663
未払事業所税	595	614
その他	3,152	3,174
繰延税金資産 小計	70,299	73,273
評価性引当額	△35,231	△33,605
繰延税金資産 合計	35,068	39,668
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	-	△5
繰延税金負債 合計	-	△5
繰延税金資産の純額	35,068	39,662

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報**（1）製品・サービスごとの情報**

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報**①売上高**

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	160,021

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報**（1）製品・サービスごとの情報**

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報**①売上高**

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	171,273

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	1,926,104千円 160,021千円 144,916千円 49,958千円	未払手数料	142,775千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	442,952千円	未払手数料	92,165千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,086,194千円 171,273千円 111,204千円 49,958千円	未払手数料	166,032千円

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	445,847千円	未払手数料	90,195千円

（注）1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1株当たり純資産額	1,047,032円43銭	1,251,922円67銭
1株当たり当期純利益金額	189,404円77銭	204,886円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
普通株主に帰属しない金額	一千円	一千円
普通株式に係る当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 2019年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,590,817
前払費用		28,865
未収委託者報酬		536,055
未収運用受託報酬		4,843
未収収益		50
その他の流動資産		4,430
流動資産計		6,165,062
固定資産		
有形固定資産 ※ 1		88,734
建物	68,217	
器具備品	20,517	
無形固定資産		19,751
ソフトウェア	18,399	
電話加入権	959	
その他	392	
投資その他の資産		39,386
投資有価証券	2,575	
長期前払費用	6,650	
繰延税金資産	30,161	
固定資産計		147,873
資産合計		6,312,936

当中間会計期間末 2019年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		376,434
未払手数料	322,681	
その他未払金	53,752	
未払法人税等		204,652
未払消費税等 ※ 2		32,351
未払事業所税		1,027
前受収益		64,849
賞与引当金		54,865
その他の流動負債		3,879
流動負債計		738,058
固定負債		
退職給付引当金		106,025
役員退職慰労引当金		14,513
固定負債計		120,539
負債合計		858,598
(純資産の部)		
株主資本		5,454,285
資本金		200,000
利益剰余金		5,254,285
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	5,252,285	
別途積立金	4,650,000	
繰越利益剰余金	602,285	
評価・換算差額等		52
その他有価証券評価差額金	52	
純資産合計		5,454,338
負債・純資産合計		6,312,936

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,803,141
運用受託報酬		66,134
営業収益計		2,869,275
営業費用		
支払手数料		1,385,329
広告宣伝費		14,588
調査費		288,796
調査研究費	193,377	
委託調査費	95,419	
営業雑経費		34,029
印刷費	30,062	
郵便料	91	
電信電話料	1,239	
協会費	2,636	
営業費用計		1,722,744
一般管理費		
給料		266,208
役員報酬	25,849	
給料・手当	193,005	
賞与	2,896	
法定福利費	40,028	
福利厚生費	2,538	
その他給料	1,890	
賞与引当金繰入		54,865
退職給付費用		32,585
役員退職慰労引当金繰入		7,366
交際費		1,647
旅費交通費		5,859
租税公課		13,690
不動産賃借料		31,357
固定資産減価償却費 ※ 1		14,882
諸経費		69,033
一般管理費計		497,495
営業利益		649,035
営業外収益		
受取利息		71
その他営業外収益		263
営業外収益計		335

営業外費用 雑損失		170
営業外費用計		170
経常利益		649,199

当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
税引前中間純利益		649,199
法人税、住民税および事業税		193,106
法人税等調整額		9,484
中間純利益		446,608

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677
当中間期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	820,000	△820,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	446,608	446,608	446,608
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	820,000	△373,391	446,608	446,608
当中間期末残高	200,000	2,000	4,650,000	602,285	5,254,285	5,454,285

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	13	13	5,007,690
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益	—	—	446,608
株主資本以外の項目の当中間期変 動額（純額）	39	39	39
当中間期変動額合計	39	39	446,647
当中間期末残高	52	52	5,454,338

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
1.有価証券の評価基準および評価方法 2.固定資産の減価償却の方法 3.引当金の計上基準 4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、中間決算期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) (1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 2019年9月30日
＊１ 有形固定資産の減価償却累計額	建物 67,331千円 器具備品 43,813千円
＊２ 消費税等の取扱い	仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
＊１ 減価償却実施額	有形固定資産 7,444千円 無形固定資産 7,437千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,590,817	5,590,817	—
(2)未収委託者報酬	536,055	536,055	—
(3)未収運用受託報酬	4,843	4,843	—
(4)投資有価証券	2,575	2,575	—
資産計	6,134,292	6,134,292	—
(5)未払手数料	322,681	322,681	—
(6)その他未払金	53,752	53,752	—
(7)未払法人税等	204,652	204,652	—
(8)未払消費税等	32,351	32,351	—
(9)未払事業所税	1,027	1,027	—
負債計	614,464	614,464	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2019年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	1,590	1,500	90
小計	1,590	1,500	90
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	984	1,000	△15
小計	984	1,000	△15
合計	2,575	2,500	75

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	61,649

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
1株当たり純資産額	1,363,584円56銭
1株当たり中間純利益	111,652円07銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載 していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	446,608千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	446,608千円
期中平均株式数	4,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1－（1）名称 信金中央金庫（指定登録金融機関）（販売会社）

（2）資本の額（出資の総額） 690,998百万円（2019年3月末現在）

（3）事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

2－（1）名称 しんきん証券株式会社（金融商品取引業者）（販売会社）

（2）資本の額 20,000百万円（2019年3月末現在）

（3）事業の内容

金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。

3－（1）名称 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

（2）資本の額 324,279百万円（2019年3月末現在）

（3）事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

（1）名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

（2）資本の額 10,000百万円（2019年3月末現在）

（3）事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）信金中央金庫（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

（2）しんきん証券株式会社（販売会社）

委託会社の指定する金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

（3）三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【参考情報】

当特定計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| （1）有価証券報告書 | 2019年8月9日
関東財務局長に提出 |
| （2）有価証券届出書 | 2019年8月9日
関東財務局長に提出 |
| （3）臨時報告書 | 2019年5月22日
2019年8月22日
関東財務局長に提出 |

独立監査人の監査報告書

2019年6月12日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 南波 秀哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月18日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオの2019年5月16日から2019年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオの2019年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月18日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオの2019年5月16日から2019年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオの2019年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月18日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオの2019年5月16日から2019年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオの2019年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月16日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。